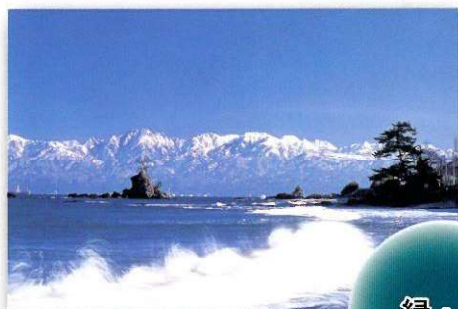


# 高岡市景観計画



歴史文化



緑・水

高岡らしい景観



市街地  
産業  
交流



平成21年3月

## はじめに

これまで高岡市では、豊かな自然を活かしながら、伝統的な町並みの保存や個性的で風格のあるまちづくりに取り組んでまいりました。

平成 16 年に景観法が施行され、本市が平成 18 年 7 月に景観法に基づく景観行政団体になったことに伴い、景観法の仕組みや支援措置等を活用して、本市の景観づくりを進めていくため、平成 21 年 3 月に「高岡市景観計画」を策定し、平成 21 年 11 月に景観形成重点地区の指定による変更を行い、現在に至っております。

本計画は、高岡市の持つ伝統、文化、風土などの優れた地域特性を活かし、市民・事業者・専門家・行政がそれぞれの立場を明確にして役割を分担し、効果的かつ具体的な景観づくりに協働で取り組むことで、魅力ある景観づくりを進めていくよう、景観に関する基本方針や施策を明らかにしたものです。

また、高速交通網や北陸新幹線の整備、近世高岡の文化遺産群の保存などが進む中、都市の変化と時代の潮流に対応していくためにも、本計画の果たす役割が重要であると考えております。

おわりに、本計画の策定及び変更にあたり、熱心にご審議いただいた高岡市景観計画策定委員会や景観審議会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見やアンケートにご協力いただいた多くの市民の皆様に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、この計画の推進に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

高岡市長 高橋 正樹

## 目次

### 第1章 高岡市の概況

1-1 高岡市の現況	1
1-2 上位・関連計画	7

### 第2章 計画の基本的な考え方

2-1 本計画の概要	16
2-2 景観の捉え方	19

### 第3章 景観特性と課題の整理

3-1 景観特性の分類	21
3-2 分類別景観特性と課題	22
3-3 高岡市の景観特性のまとめ	32
3-4 市民意向の把握	37
3-5 優先的に取り組む課題の抽出	38

### 第4章 景観づくりの基本方針（景観法 第8条 第3項）

40

### 第5章 景観計画の区域（景観法 第8条 第2項 第1号）

41

### 第6章 行為の制限に関する事項（景観法 第8条 第2項 第2号）

6-1 景観づくりの基準設定の考え方	42
6-2 届出対象行為（景観形成重点地区等を除く。）	43
6-3 景観づくりの基準（景観形成重点地区等を除く。）	45
6-4 景観形成重点地区等の設定	50
6-5 景観形成重点地区等の景観誘導の方向性	51
6-6 景観形成重点地区等	54
(1) 池の端通り景観形成重点地区	54
(2) 旧北陸街道福岡景観形成重点地区	59

### 第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（景観法 第8条 第2項 第3号）

7-1 景観重要建造物の指定の方針	64
7-2 景観重要樹木の指定の方針	65

### 第8章 その他の良好な景観形成に関する事項（景観法 第8条 第2項 第4号）

8-1 屋外広告物に関する事項	66
8-2 景観重要公共施設に関する事項	66
8-3 景観農業振興地域整備計画に関する事項	67
8-4 自然公園法の許可基準に関する事項	67

### 第9章 計画の実現に向けて

9-1 計画の実現に向けた役割	68
9-2 段階的な景観計画の充実・強化	69

資料編	70
-----	----

# 第1章 高岡市の概況

## 1-1 高岡市の現況

### (1) 位置と地勢

高岡市は、富山県の北西部に位置し、北は氷見市、南は砺波市、東は射水市、北西は石川県宝達志水町・津幡町、南西は小矢部市に接しています。

市域は、東西約 24.5km、南北約 19.2km、面積は 209.57k m<sup>2</sup>で、富山県全体の面積の約5%を占めています。

市内の西側は山間地域で二上山とこれに連なる西山丘陵があり、東側は庄川・小矢部川によって形成された平野部は扇状地であり、良質の地下水が豊富です。また北東側は富山湾に面するなど、深緑と清らかな水に包まれ、四季折々に変化する豊かな自然に恵まれています。

気候は四季の変化が割合にはっきりしており、冬季には北西の強い季節風が吹き北アルプスの影響を受けて降雪量が多いものの、年間平均気温は 14℃前後と比較的温暖的な気候となっています。

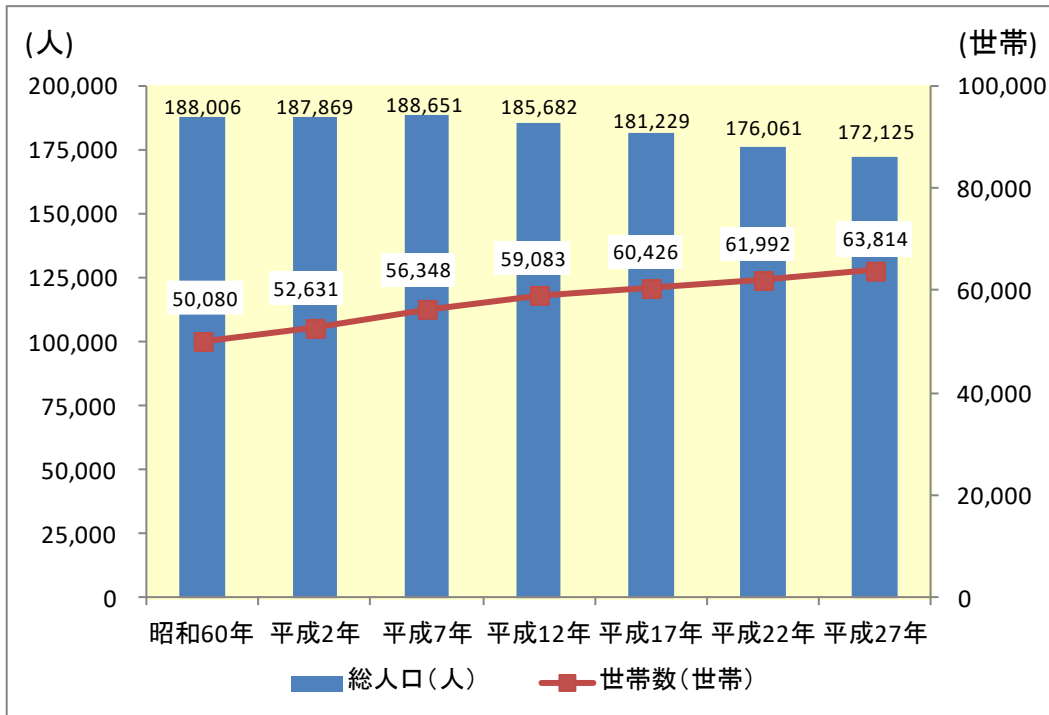


(2) 人口・世帯数

昭和60年で188,006人であった高岡市(旧福岡町含む)の総人口は、以後年々減少しており、平成27年では172,125人と、30年間で約16千人減少しています。

一方、世帯数は、昭和60年以降、年々増加しており、平成27年では63,814世帯となっています。

一世帯当たりの人員は、昭和60年の3.75人から、平成27年の2.70人と減少しており、核家族化の進行がうかがえます。



資料：国勢調査

(3) 都市の変化要因と時代の潮流

近世高岡の文化遺産群の保存など、高岡市を取り巻く都市の変化要因や高岡市が取り組んでいる事象等を整理します。

1) 近世高岡の文化遺産群の保存

【高岡市の取り組み】

高岡市は富山県と共同で、世界文化遺産登録を目指しています。平成18年度の文化庁の公募に依り、「近世高岡の文化遺産群」(瑞龍寺・勝興寺・前田利長墓所・高岡城跡)を内容とした提案書を提出し、文化審議会世界遺産特別委員会による審議の結果、継続審議となり、再度、資産構成を見直して平成19年12月に、提案書を再提出するなど世界文化遺産の登録に向けた取組みを進めています。

【資産名称・概要】

資産の名称： 近世高岡の文化遺産群

資産の概要：

高岡は城下町を基盤として、宗教的要素を取り入れながら商工業都市へと転換する近世都市の形成と発展過程を物語る資産が良好に保存されている。そして、文化遺産群を語り伝える思想が、藩主から町民、そして市民へと確実に受け継がれており、我が国における都市の成立と発展の過程を世界に立証する典型的な文化遺産群である。

◆資産の構成(22件)

- ①城下町の遺産群(7件):「高岡城跡」、「木舟城跡」、「武田家住宅」、「氣多神社」、「有儀正八幡宮」、「高岡関野神社」、「守山城跡」
- ②宗教関係の遺産群(9件):「勝興寺」、「瑞龍寺」、「前田利長墓所」、「瑞龍寺の石廟」、「瑞龍寺境内地」、「八丁道」、「勝興寺境内地」、「五福町神明社本殿」、「大手町神明社拝殿」
- ③商工業都市の遺産群(6件):「山町筋一菅野家住宅、井波屋仏壇店、筏井家住宅、旧室崎家住宅」、「金屋町」、「佐野家住宅(主屋)」、「清都酒造場主屋」、「旧南部鑄造所(キュポラ・煙突)」、「銅造阿弥陀如来坐像」



高岡城跡



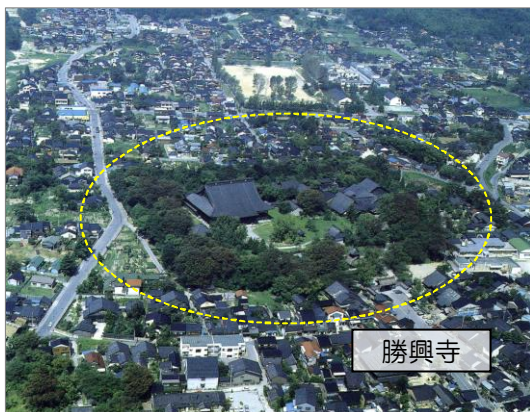
勝興寺



瑞龍寺



前田利長墓所



勝興寺



前田利長墓所

瑞龍寺

高岡城跡

2) 北陸新幹線新高岡駅の整備

【整備計画の概要】

北陸新幹線新高岡駅は、富山県西部の玄関口として地域の発展に大きな波及効果があると期待されており、JR 城端線新高岡駅とともに平成 27 年 3 月に開業しました。

駅周辺整備に関しては、平成 12 年度、「都市整備ビジョン」において、高岡市中央地域（現高岡駅と新高岡駅を含むエリア）の広域的な位置づけとまちづくりの基本方針を策定するとともに、平成 16 年度に「北陸新幹線新高岡駅周辺整備計画」、平成 18 年度に「北陸新幹線新高岡駅周辺まちづくり計画」を策定しています。

【北陸新幹線新高岡駅(仮称)周辺まちづくり計画】

北陸新幹線新高岡駅周辺まちづくり計画は、平成 16 年度に策定した周辺整備計画(整備目標、周辺整備の基本的考え方、整備方針、都市施設等の必要規模・配置、実現化に向けた基本的な考え方等)を踏まえ、以下の事項について整理したものです。

- ①「新高岡駅周辺まちづくり計画の策定」
- ②「新幹線駅舎デザイン及び周辺景観検討」
- ③「JR 城端線新高岡駅の設置に係る検討」



まちづくりの目標

新たな時代に向けた県西部地域並びに飛騨・能登地域のにぎわいと交流拠点づくり

まちづくりの基本理念

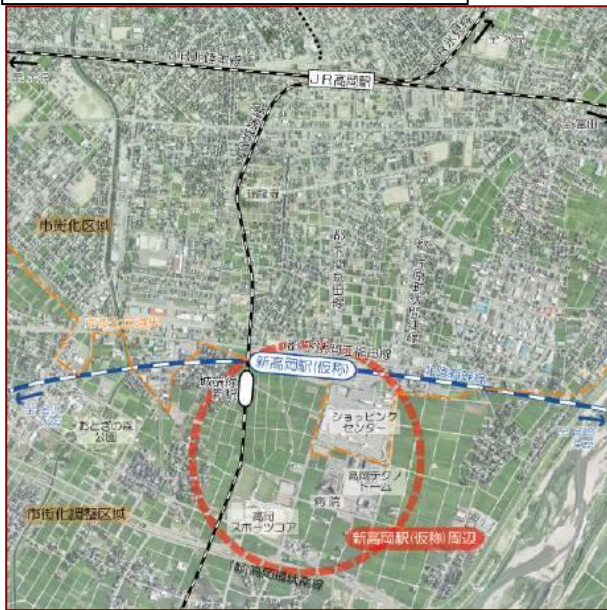
1) 新たなターミナルとしての利便性を活かしたまちづくり

- ・新高岡駅周辺は県西部地域並びに飛騨・能登地域の玄関口として交通結節機能を担う地域であることから、その利便性を活かしたまちづくりを行う。
- ・来訪者の滞留と回遊を促すために、観光情報機能等の導入など乗り換え以外の面での利便性を強化する。

2) 新幹線開業効果を活かしたまちづくり

- ・新幹線の開業により往来が拡大し、広域から来訪する人々の増加が期待できる。この来訪者には、県西部地域並びに飛騨・能登地域の歴史や文化のみならず、都市として地域の魅力や活力を伝え、好印象を抱いてもらうため、新幹線の開業を機に、にぎわいを生みだすまちづくりを推進する。

新高岡駅周辺の状況



新高岡駅（北部から望む）



新高岡駅（南部から望む）

**3) 能越自動車道 福岡IC・高岡IC・高岡北IC、北陸自動車道 高岡砺波スマートIC周辺の整備**

**【能越自動車道の概要】**

能越自動車道は、石川県輪島市を起点として七尾市、氷見市、高岡市などを通過し、小矢部砺波JCTに至る延長約117kmの高規格幹線道路であって、小矢部砺波JCTで既存の北陸自動車道、東海北陸自動車道と連結することで、富山県北西部及び能登地域と東京、名古屋、大阪を中心とする三大都市圏との交流を深め、富山県などの産業、経済、文化の発展等に寄与する道路です。

平成16年6月には、高岡北ICから高岡ICまでの延長約4.5kmが開通し、平成19年4月に氷見ICから高岡北ICまでの延長約11.2kmが開通するなど、整備が進められています。

- 小矢部砺波JCT ～ 福岡IC (6.9km) 平成8年3月開通
- 福岡IC ～ 高岡IC (6.8km) 平成12年7月開通
- 高岡IC ～ 高岡北IC (4.5km) 平成16年6月開通
- 高岡北IC ～ 氷見IC (11.2km) 平成19年4月開通



高岡北IC



高岡IC

**【北陸自動車道の概要】**

北陸自動車道は、新潟県新潟市江南区の新潟中央JCTから滋賀県米原市の米原JCTへ至る高速道路（高速自動車国道）です。

平成27年3月には、小杉ICと砺波ICの間に高岡砺波スマートICが開通し、「北陸新幹線新高岡駅」や「砺波フェリス公園」へは約10分、また、高岡市中心市街地へも約15分でアクセス可能となるなど、アクセス性が飛躍的に向上しました。今後は、県西部地域にとどまらず、飛越能地域に至る広域的な交流の促進、産業・観光等の活性化が大いに期待されます。

- 高岡砺波スマートIC 平成27年3月開通



高岡砺波スマートIC



4) 伏木港による環日本海の交流

【伏木港の概要】

伏木港は、日本海沿岸の中央部富山湾の西側に位置し、古くは万葉の頃から沿岸交易の要港として栄えてきた小矢部川の河口港であり、大正から昭和にかけて大改修が行われています。

近年では、船舶の大型化に対応するため外港地区の開発を行い、平成10年度に-10m岸壁1バース、-7.5m岸壁1バースが供用を開始し、さらに平成18年3月には-14m（暫定-12m）岸壁1バースが供用を開始しています。また、平成21年8月には、伏木外港から小矢部川を通過する伏木万葉大橋が供用され、物流機能が向上しました。

現在も5万5千トン級の貨物船や国際フェリー・RORO船、クルーズ客船の拠点機能を発揮するための各種施設整備や港湾機能の拡充が図られています。

日本海側有数の良港である伏木港の更なる整備によって、対岸諸国をはじめとする環日本海交流におけるゲートウェイとして益々重要な役割を果たすことが期待されるとともに、環日本海の玄関口となる伏木港は北陸自動車道を通じて関東・関西・中京の三大都市圏とも高速自動車道で結ばれており、これまで以上に伏木港を利活用した物流・人流が活性化され、高岡市の位置付けはさらに重要なものになります。



伏木外港



伏木万葉大橋



2) 富山県屋外広告物条例（平成26年7月1日 施行）

項目	主な内容
地域による規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁止地域 原則、広告物の表示・設置を禁止する地域 例&gt;伝建地区、住居専用地域、高速道路沿線 等</li> <li>※ 自家広告物については、規格等が一定の基準内の広告物は、表示・設置することが可能</li> <li>● 許可地域 市町村長の許可が必要な地域 例&gt;禁止地域以外の地域</li> </ul>
物件による規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁止物件 広告物の表示を禁止する物件 例&gt;橋、道路評価、歩道柵 等</li> </ul>
表示できない広告物の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁止広告物 表示できない広告物 例&gt;著しく破損し、老朽化したもの、交通の安全を阻害するもの 等</li> </ul>
違反広告物に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反広告物に対して取ることができる措置 例&gt;措置命令（改修等の措置を命じる）、許可の取り消し、除却命令、立ち入り検査</li> </ul>
屋外広告業者に対する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外広告業を営む者は、業務主任者を選任し、登録を受ける必要がある。</li> </ul>

禁止・許可  
考え方の整理

<p>第1種禁止地域</p> <p>景観の保全上重要な地域</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統的町並み景観の保全が重要な地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 伝統的建造物群保存地区</li> <li>○ 文化財保護法・条例の指定建造物周辺で指定する地域</li> </ul> </li> <li>● 自然景観等の保全が重要な地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観地区、風致地区</li> <li>○ 緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区</li> <li>○ 市民農園、風致保安林、自然環境保全地域</li> </ul> </li> <li>● 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等</li> </ul>
<p>第2種禁止地域</p> <p>地域の良好な景観の保全を優先すべき地域</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1種・第2種低層住居専用地域</li> </ul> </li> <li>● 都市公園・緑地等</li> <li>● 道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県道富山立山公園線（県道松倉宮路線との交差点から藤橋橋詰まで）とその両側100m</li> <li>○ 県道黒部宇奈月線（県道若栗生地線と接する交差点から宇奈月谷橋まで）とその両側100m</li> </ul> </li> <li>● 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等</li> </ul>
<p>第3種禁止地域</p> <p>立山連峰等の眺望景観の保全を優先すべき地域</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1種・第2種中高層住居専用地域</li> </ul> </li> <li>● 道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高速道路・新幹線及びその両側500m以内（都市計画法の用途地域を除く）</li> </ul> </li> <li>● 港湾、駅前広場等のうち知事が指定する地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高岡駅前広場</li> </ul> </li> <li>● 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等</li> </ul>
<p>第1種許可地域</p> <p>田園景観等に配慮すべき地域</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁止地域、第2種許可地域以外の地域</li> </ul>
<p>第2種許可地域</p> <p>良好な景観と経済活動の利便との調和に配慮すべき地域</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画法の用途地域（高速道路の両側500m以内及び禁止地域を除く）</li> </ul>

3) 高岡市総合計画（平成28年6月 策定）

①高岡市の課題

<p>● <b>ものづくり産業の復興（製造業の低迷）</b></p>
<p>本市は、製造業を中心とした「ものづくりのまち」ですが、一方で、製造業を取り巻く状況は厳しく、産業経済活動のグローバル化によって新興国との競争が激化し、生産拠点の海外移転などによる産業の空洞化や海外から廉価な商品が大量に輸入されることによる競争力の低下などが懸念されています。また、円安や供給不足による原材料の高騰、生産年齢人口の減少に伴う労働力人口の減少などの課題も浮き彫りとなっています。</p> <p>さらに、製造業だけでなく雇用力のあるサービス産業、経済波及効果の高い観光分野への展開が有効であり、本市の文化遺産や伝統工芸などの観光素材、北陸新幹線など高速交通網を活用した広域観光の推進が求められています。</p>
<p>● <b>若者世代が共感する活力創出（若者の流出）</b></p>
<p>社会動態を見ると若者世代の転出超過が続いており、これは進学や就職が主な理由として考えられ、女性の場合には、結婚や住宅購入も理由として挙げられ、子育て世代の転出には、年少者の転出も伴います。</p> <p>急速な人口減少を抑制しつつ、人口減少下においても市民が安心して快適に暮らせる活力ある地域社会の維持が求められています。</p>
<p>● <b>中心市街地のリノベーション（「たかまち」の空洞化）</b></p>
<p>本市の中心市街地は、高岡駅を中心とする一帯の市街地であり、開町以来の歴史・文化を受け継ぐとともに各時代における産業、行政の様々な都市機能を担ってきた、まさに「高岡の顔」として発展してきた地域です。</p> <p>一方で、居住人口の減少や空き家の増加、これらに伴うコミュニティの機能低下に加え、商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないこと、大規模集客施設の郊外立地などにより、中心市街地が果たしてきた交流拠点としての役割の低下、知的好奇心を刺激し創造性を育む機能などが弱くなり、空洞化が進んでいます。</p> <p>これまでに培われてきた中心市街地としてのストックを最大限に活用し、新幹線時代の新たな交流・創造拠点として生まれ変わっていくことが求められています。</p>
<p>● <b>周辺市街地の躍動（地域の拠点性の弱体化）</b></p>
<p>商業地区を中心に空き家が目立ち、若者の流出が進んでいるところもあり、各地域の生活サービス拠点としての役割が弱くなりつつあります。</p> <p>長い年月、人が住み続けてきたという歴史や伝統を知り、課題解決に活かすことで、地域拠点として求心力を高めていくことが求められています。</p>
<p>● <b>高岡駅・新高岡駅の相乗的利活用（交通結節機能の分散）</b></p>
<p>新幹線駅である新高岡駅は、在来線駅である高岡駅より南に約1.5kmの地点に設置されており、中心市街地として発展してきた高岡駅周辺と新たな交通結節点となる新高岡駅周辺との役割分担を明確にしていく必要があります。</p> <p>この2つの交通結節機能を活かし、新幹線開業による波及効果を最大限に活用していくとともに、新たな交流・創造の姿を描いていくことが求められています。</p>
<p>● <b>地域力の再構築（地域のつながりの希薄化）</b></p>
<p>急速に進む少子化や強固な地縁を嫌う若者の流出といった社会環境の変化によって地域のつながりが弱まってきており、伝統文化の担い手の確保、子育て支援や地域における教育、防犯や防災といった「共助」が難しくなりつつあります。</p> <p>本市の産業や文化の広がりを担う各地域が、各々の地域資源を磨き、これからのコミュニティのあり方を模索していくことが求められています。</p>

②土地利用と都市構造の考え方

・土地利用の考え方

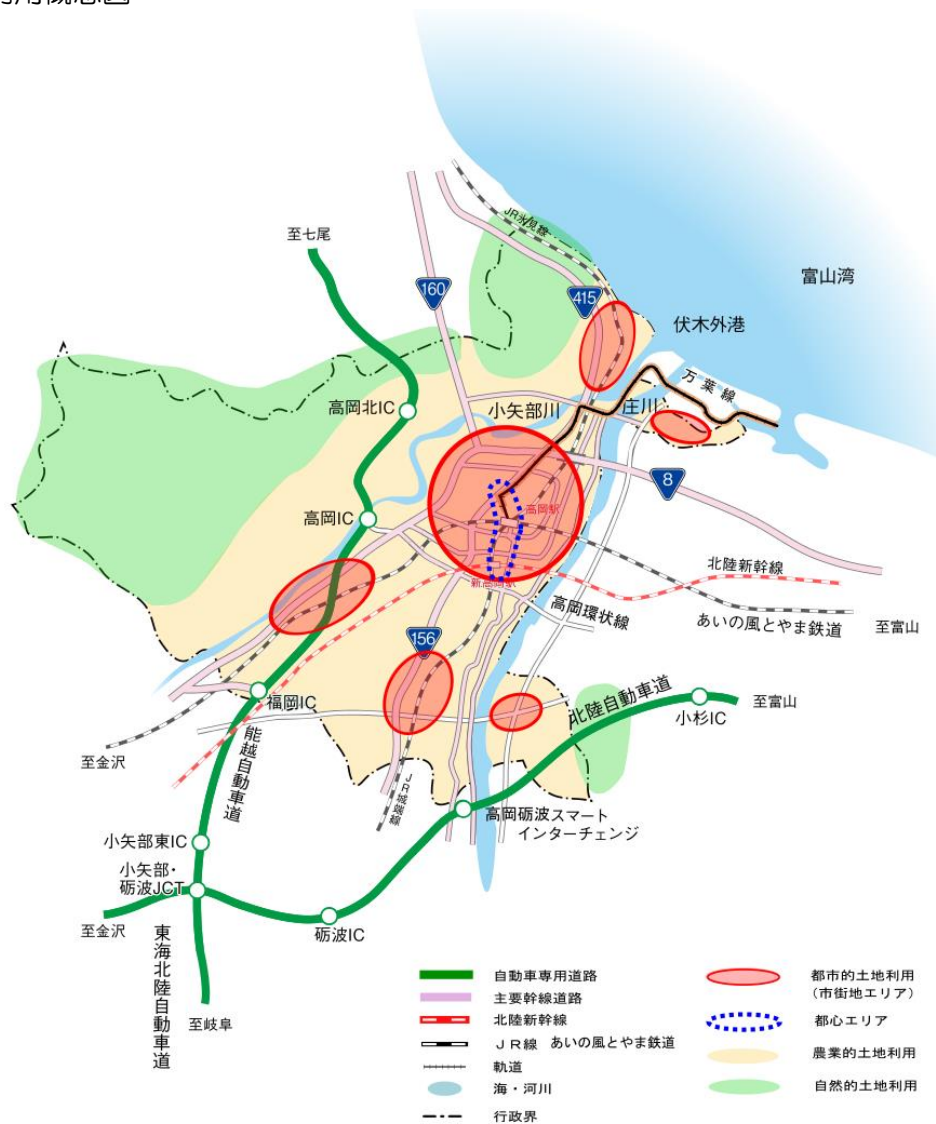
土地利用については、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の3つに区分し、それぞれの調和を図りながら、地域の特性に配慮して計画的に行います。

・都市構造の考え方

本市は、昭和・平成の合併を経て、固有の文化を持つ複数の市街地が存在しており、それぞれの外側に農業・自然地域が広がる都市構造となっています。

人口減少や少子高齢化が進行していく中、本市の成り立ちや都市基盤整備状況等を踏まえつつ、各地域の特性に応じた都市機能や居住機能をそれぞれの市街地内に誘導するとともに、それらを公共交通等で結ぶ「コンパクト・アンド・ネットワーク」のまちづくりに取り組み、機能性、安全性、利便性の高い持続可能な都市づくりを目指します。

土地利用概念図



③施策の大綱とめざすまちの姿実現のための基本方針

まちの将来像：豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡	
めざすまちの姿	1 ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している
	2 水・緑・食が豊かで暮らしにうらおいがある
	3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている
	<b>【文化財の保存活用】</b> 文化財や郷土の歴史に関する資料収集や調査などに努め、それらを守り、育て、次世代へ継承していくことを通じて、郷土愛の醸成を図ります。また、市民が主体的に歴史や文化財の保存・活用の活動に参加できる環境づくりを推進し、観光の振興や歴史文化を活かしたまちづくりを進めます。
	<b>【歴史的風致の保全活用】</b> 歴史的・伝統的な町並みの保存・保全や町並みに調和した道路空間の整備と一体で工芸技術や祭礼・年中行事の保存・継承を図り、歴史と伝統を活かした環境づくりを進め、歴史的風致の保全・活用に努めます。
	4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている
	5 高岡の魅力を積極的に発信し、たくさんの人が訪れるようになっている
	6 生活の利便性が向上し、市街地に人が行き交いにぎわっている
	<b>【良好な都市景観の創出】</b> 高岡の歴史、文化、風土を活かした、美しい都市景観の形成に努めるとともに、市民の積極的な参加と意識高揚を図ります。
	7 交通ネットワークを活かし、県西部の中核的役割を果たしている
	8 安心と希望、ゆとりをもって子育てを楽しんでいる
	9 教育を通じて個性を磨き、生きる力を高め合っている
	10 いくつになっても興味あることを気軽に学べている
	11 いつでも気軽にスポーツを楽しんでいる
	12 誰もが生き生きと自立して暮らしている
	13 健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる
	14 地域の人々の手で環境が守られている
15 安全で快適な生活を送っている	
16 その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている	
17 市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる	

(2) 関連計画の概要

関連計画として、旧計画である高岡市都市景観形成基本計画及び福岡町景観づくり基本計画の概要を整理します。

1) 高岡市都市景観形成基本計画（平成3年3月）

① 都市景観形成の基本方針

本計画では、都市景観形成の基本理念と基本理念に基づく基本方針を、以下の通り示しています。

**都市景観形成の基本理念**  
歴史・伝統と近代性が調和した風格のある美しい高岡



<b>都市景観形成の基本方針</b>	
<b>I) 固有の自然や風土を守り、育てる</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 二上山など丘陵地の緑地景観を守り、育てる</li> <li>2) 雨晴海岸や河川などの水辺景観を守り、育てる</li> <li>3) 集落地や山麓の景観を守り、育てる</li> <li>4) 冬季の景観を演出する</li> </ul>
<b>II) 特色ある歴史的景観や伝統的文化を守り、活かす</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 歴史的街並みを守り、活かす</li> <li>2) 先人が遺した歴史的資産を守り、活かす</li> <li>3) 伝統的な文化や祭・行事を守り、活かす</li> </ul>
<b>III) 都市の快適性と魅力を高める景観をつくり、育てる</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 都市活動を快適にする景観をつくり、育てる</li> <li>2) まちの顔や骨格となる景観をつくり、育てる</li> <li>3) 培われたデザイン力と感性を景観整備に活かす</li> <li>4) 夜間の景観を魅力アップする</li> </ul>
<b>IV) ふるさとの景観をみんなでつくり、育てる</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 行政が先導的役割を果たす</li> <li>2) 市民・企業が高岡らしい景観をつくり継承する</li> <li>3) 都市美化活動を推進する</li> </ul>

②重点地区の選定

本計画では、重点的に景観形成を進める地区を定めています。

重点地区選定の考え方

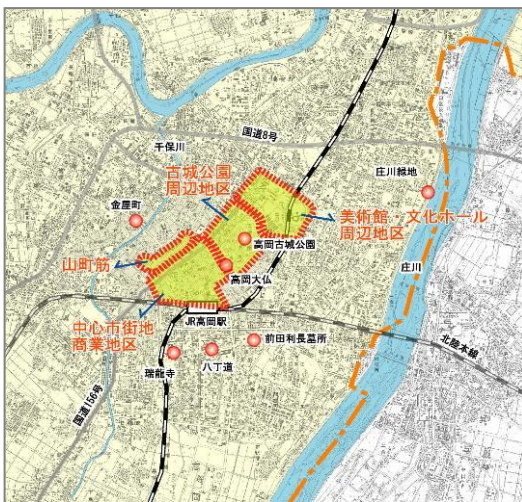
- ①都市の顔となる地区 ②高岡市の独自性を主張できる地区 ③高岡の新しい機能や魅力をつくる地区  
④広く市民の対象となる施設の立地地区 ⑤市民の日常生活の中心として関わりが深い地区

重点地区	重点地区の候補	選定視点	特性
高岡市街地	中心市街地商業地区	都市の顔	商業・業務
	駅南商業地区	都市の顔	商業・業務
	古城公園周辺地区	高岡の独自性	公園緑地、文化
	山町筋	高岡の独自性	歴史
	金屋町	高岡の独自性	歴史
	八丁道周辺地区	高岡の独自性	歴史
	美術館・文化ホール周辺地区	新しい魅力 市民の対象	文化
伏木市街地	勝興寺周辺地区	高岡の独自性	歴史
	万葉歴史館周辺地区	高岡の独自性	歴史、文化
	伏木港周辺地区	新しい魅力	商業、レクリエーション
雨晴・二上山	雨晴海岸	高岡の独自性	自然、レクリエーション
	二上山	高岡の独自性	自然、レクリエーション
南部地区	戸出地区	日常の中心	地区商業地
	中田地区	日常の中心	地区商業地
小矢部左岸	二上・城光寺地区	市民の対象	文化、スポーツ

重点地区の絞り込み

重点地区

- 中心市街地  
商業地区
- 古城公園  
周辺地区
- 美術館・文化ホ  
ール周辺地区
- 山町筋
- 勝興寺  
周辺地区

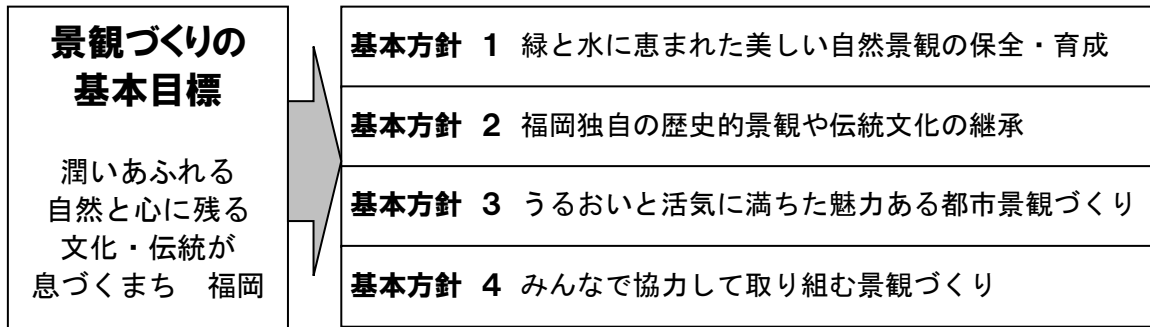




2) 福岡町景観づくり基本計画（平成16年3月）

① 景観づくりの基本目標と基本方針

本計画では、景観づくりの基本目標と基本方針を、以下の通り示しています。



② 景観づくりの基本計画

福岡町の景観構造を踏まえ、計画単位別に景観づくりの将来イメージを設定しています。

	計画単位	概要	将来イメージ
ゾーン景観	市街地景観ゾーン	用途地域に指定された市街地	周辺と調和した潤いある都市景観
	緑住湧水景観ゾーン	湧水とゆとりのある住宅地	ゆとりと潤いのある住宅地景観
	田園集落景観ゾーン	町域北部の良好な田園集落地	ふるさつを感じる田園集落地景観
	丘陵地景観ゾーン	町域北部の緑豊かな丘陵地	豊かな自然が息づく丘陵地景観
景観軸	広域幹線軸	周辺市町村と連絡する幹線道路	活気と潤いが感じられる道路景観
	都市幹線軸	町内の骨格を形成する道路	町民に愛される美しい道路景観
	シンボル軸	メインストリートとなる道路	福岡の顔にふさわしい道路景観
	歴史街道軸	歴史的な町並みの残る道路	福岡の伝統文化を感じる道路景観
	都市緑地軸	花や緑地が連続する道路	花と緑があふれる道路景観
	小矢部川環境軸	自然豊かな小矢部川	豊かな自然と調和した河川景観
	桜並木親水軸	沿川に桜並木が連続する河川	桜並木と調和した河川景観
拠点景観	交通結節拠点	JR福岡駅	福岡の顔にふさわしい拠点景観
	エントランス拠点	福岡町の玄関となる地点	福岡をアピールする拠点景観
	歴史文化拠点	歴史文化の拠点	歴史と伝統を伝える拠点景観
	都市機能拠点	公共施設など人が集まる拠点	福岡の魅力を演出する拠点景観
	眺望点	平野部を見渡せる拠点	気軽にパノラマを楽しめる眺望点

③計画の実現に向けて

景観づくりを効果的に進めていくため、今後検討していく景観づくりの施策体系を整理しています。

	項目	主な施策
景観づくり 基本計画	事業の推進、制度の活用	景観モデル事業の推進
		制度の活用、充実
	推進体制の充実	住民参加の促進
		行政の組織体制の充実
景観づくりの意識啓発	住民に対する意識啓発	
	庁内職員に対する意識啓発	

④重点整備地区の設定（4地区）

特に重点的に景観整備に取り組む地区を設定し、景観整備のあり方について整理しています。

重点整備地区選定の考え方

- ①福岡町のイメージアップに効果の高い地区
- ②先行的整備が可能な地区
- ③緊急に対応する必要性の高い地区
- ④総合的に各種の施策が展開でき、モデルとして適した地区

重点整備地区

旧北陸街道  
周辺地区

シンボルロード  
周辺地区

岸渡川  
周辺地区

国道8号  
周辺地区

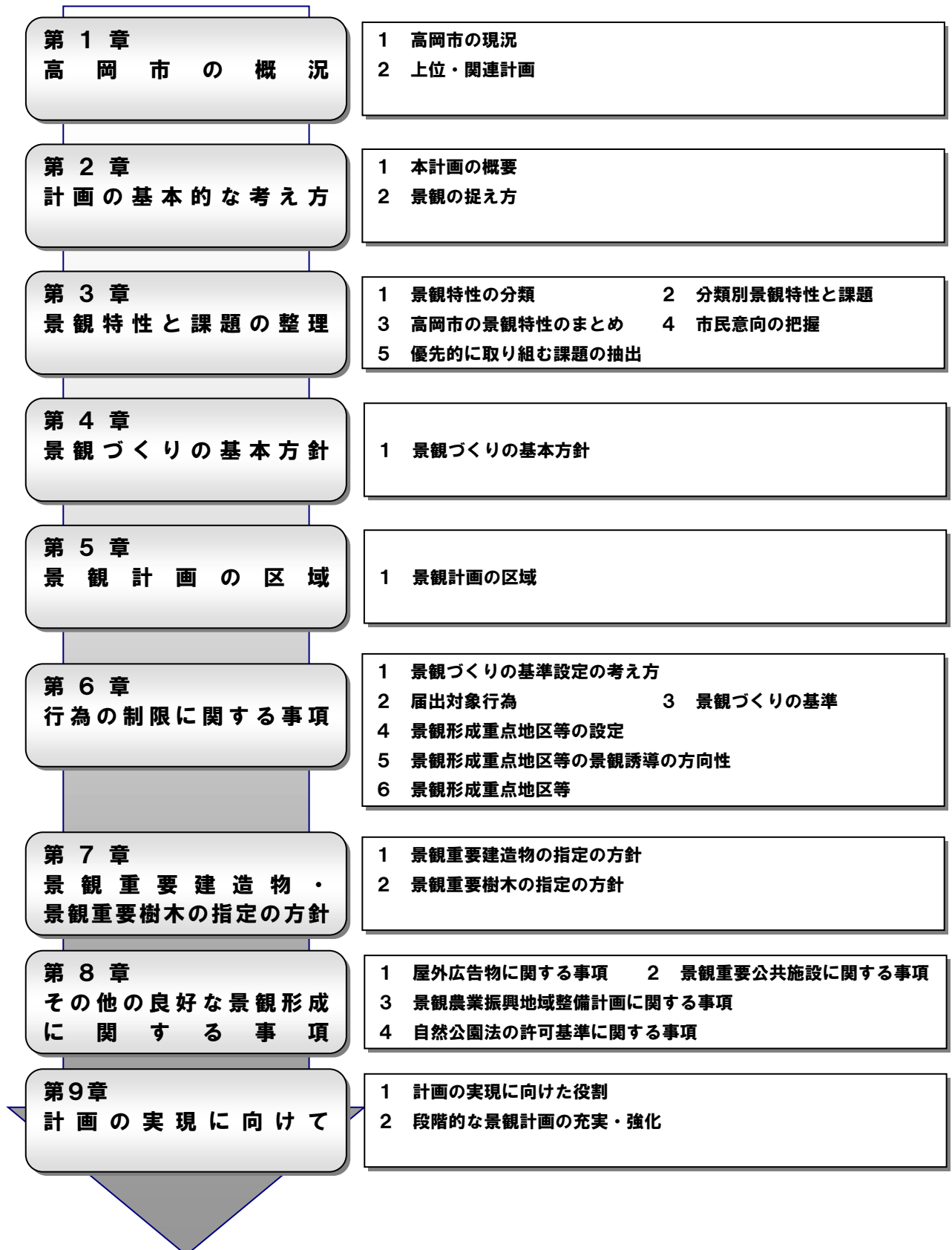


# 第2章 計画の基本的な考え方

## 2-1 本計画の概要

### (1) 本計画の構成

本計画の構成は、次の9章からなります。



### (2) 景観とは

『景観』という言葉は、『景』と『観』から成り立っています。

**景**

山、川、建物や樹木など目に見えるものに加え、視覚以外でとらえた、人々が生活する空間的な存在や場面（音、匂いなど）

**観**

見る人が感じる印象や価値観など、ものの見方や考え方

「景観」とは、見る人の価値基準によって差異があるものの、見る主体となる人の目と心にうつる「地域の視覚的特性＝まちの個性」と考えられます。

また、「まちの個性」は目に見える色や形だけでなく、その土地の歴史、文化、風土、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには水の流れる音や香りなど人間の五感を通して感じるもの全てが深く関係します。



### (3) 景観づくりの意義

美しい、優れた「景観」は、都市全体のイメージを向上させ、住みつづけたいと思う気持ちが高まるなど、市民のまちへの愛着を育みます。

また、まちの魅力が高まることで訪れる人々が増え、地域社会の活性化にもつながります。

ただし、美しい、優れた「景観」は、短期間に形成されるものではなく、長い時間の流れの中で、人々が守り、育てることによって徐々に作りあげられるものです。

## 第2章 景観計画の基本的な考え方

### (4) 高岡市における景観施策の必要性と計画の目的

平成17年11月1日、旧高岡市と旧福岡町との合併による新高岡市の誕生を契機に、固有の歴史や伝統、文化、風土を活かした魅力ある都市づくりに向け、新市としての総合的な景観施策の立案及び展開が求められています。

また、高速交通網の整備等が進む中、県西部の中核都市として、また観光交流拠点としても、高岡市の魅力ある都市空間を形成していく必要があります。

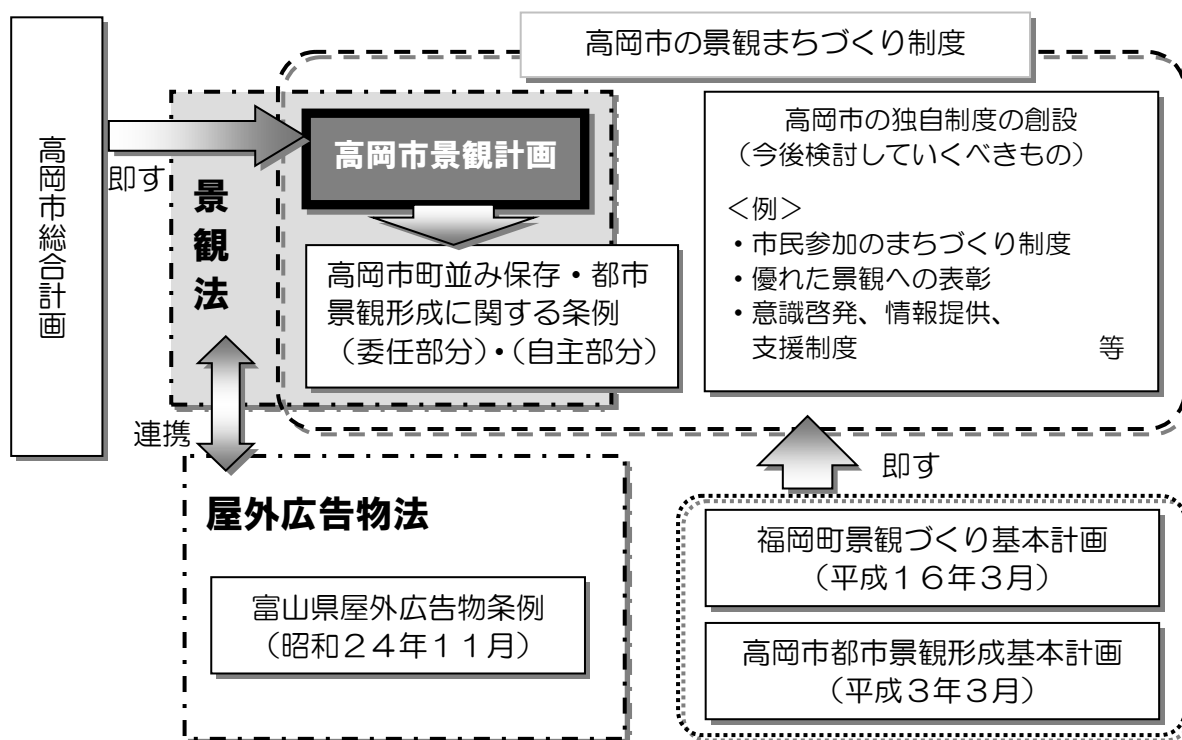
さらに、景観法をはじめとする景観に対する市民の意識やニーズの高まりに応じて、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観づくりを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、本計画は、高岡市の持つ伝統、文化、風土などの優れた地域特性を活かし、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観づくりを進めていくために、景観に関する基本方針や施策を明らかにした「景観計画」を策定することを目的とします。

### (5) 計画の位置づけ

景観計画は、景観法に基づいて策定する計画ですが、高岡市総合計画や旧高岡市及び旧福岡町で策定した景観関連計画の内容にも即しながら策定します。

【景観計画の位置づけ】



## 2-2 景観の捉え方

景観は、見る人の視点の位置、方向、場所、時間などの違いによって様々な見え方をします。従って、景観の捉え方も様々ですが、一般的な景観の捉え方の概要をまとめると次のようになります。

### (1) 景観を構成する要素

景観を構成する要素を自然・地形、歴史・文化、市街地、都市施設に分類して整理します。

分類	景観構成要素の意味	景観構成要素
自然・地形 からみた 景観構成要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡市の景観の骨格は、まず地形・水系・緑などの自然的要素によって形成されます。</li> <li>高岡市の景観の特徴を把握するためには、第一に景観の基礎として大きな要素となる自然・地形を把握する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山地・丘陵地</li> <li>海岸</li> <li>河川、滝・名水</li> <li>気候</li> </ul>
歴史・文化 からみた 景観構成要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観の基礎となる自然・地形に積み重なる都市の沿革や歴史・文化的な背景を知る必要があります。</li> <li>歴史的建造物、町並みなど視覚的に捉えることができる景観要素のほか、旧街道、故事、歴史的人物、祭り・行事など、高岡市の景観に影響を与えてきた歴史・文化的な景観要素を把握する必要があります。</li> <li>高岡市の特徴ある産業も歴史・文化的な要素です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的資源</li> <li>歴史的景観</li> <li>祭り・年中行事</li> <li>特徴ある産業</li> </ul>
市街地 からみた 景観構成要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然・地形、歴史・文化の上に成り立つ現在のまち・集落の空間的骨組みを把握する必要があります。それには、住宅地・商業地・工業地・農業地などの土地利用によって理解することが有効です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地、商業地景観</li> <li>工業地・港湾景観</li> <li>住宅地景観</li> <li>田園・集落地景観</li> </ul>
都市施設 からみた 景観構成要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち・集落と同様に、自然・地形、歴史・文化の上に成り立つ景観要素として、公共・公益建築物や道路などの施設についても把握する必要があります。</li> <li>公共・公益施設は、まち・集落のシンボル、地域のランドマーク、または、景観を眺める視点場となり、空間イメージの中では、面的に広がるまち・集落に対して、点や線として意識されるものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、交通拠点</li> <li>公園</li> <li>眺望点</li> <li>公共施設</li> </ul>

## 第2章 景観計画の基本的な考え方

### (2) 景観の構造

上記の景観構成要素は、個々の要素がお互いに関わりを持って一つの景観を構成しています。従って、景観の現状を把握し、計画づくりを行っていく際には、「景観の構造化」といった視点が必要になります。つまり、景観構成要素を個別に捉えるのではなく、それらの関わり方に着眼して景観をわかりやすく整理し、計画づくりに活かしていくことが重要です。

景観の構造化の概念は、次のようになります。

概念	意味
面的な景観	住宅地や商業地などのように、一定のまとまりのある範囲の景観を意味しています。
線的な景観	主要な道路や河川などの骨格を構成する景観や、稜線などのふちどりを構成する景観を意味しています。
点的な景観	人の集まる主要な施設（庁舎、駅舎など）や、大木などの地域の目印となる景観を意味しています。

### (3) 視点と対象

景観は、見る人と見られる対象からなり、見る人がいる場所や移動の速さ、見る方向の違いなどによって、様々な見え方をします。

また、見られる対象が、視線の的となるものか、背景となるものかによって、景観づくりの方針も変わってきます。

このように、景観づくりを考える際には、常に見方・見られ方に留意する必要があります。

要素	要素の意味	例
①視点	対象を見る人間の存在を視点位置で代表しています。	市民が見る、居住者が見る、観光客が見るなど
②視点場	視点の存在する「場」を意味し、視点近傍の空間を表します。	道路や橋梁の歩道部、堤防の上、家の中など
③主対象	眺めている景観の中心となる強い影響力を持つ対象を意味します。	川に架かる橋梁、海に沈む夕日など
④対象場	眺めている景観の背景となる全ての対象を意味します。	河川や河川敷（主対象は橋梁）、海（主対象は夕日）など

# 第3章 景観特性と課題の整理

## 3-1 景観特性の分類

高岡市に分布する様々な景観資源（自然・地形、歴史・文化、市街地、都市施設等）について、「広がりのある景観（面的景観）」、「連続性のある景観（線的景観）」、「拠点性のある景観（点的景観）」、「暮らしの風景（心象的景観）」の景観特性に応じて、以下のとおり分類します。

【景観特性の分類 一覧】

特 性	類 型	項 目
広がりのある景観 (面的景観)	土地利用	市街地・商業地
		工業地・港湾
		住宅地
		田園・集落地
	自然・地形	山地・丘陵地
		海 岸
歴史・文化	歴史的景観	
連続性のある景観 (線的景観)	自然・地形	河川
	都市施設	道 路（誘導サインを含む）
拠点性のある景観 (点的景観)	都市施設	滝・名水
		公 園
		交通拠点（駅、IC等）
		眺望点
	公共施設（パブリックアートを含む）	
歴史・文化	歴史的資源	
暮らしの風景 (心象的景観)	歴史・文化	祭り・年中行事
		特徴ある産業（文化的景観）
	自然・地形	気候



### 3-2 分類別景観特性と課題

景観特性の分類に依じて、その特徴的な景観資源と景観づくりの課題を整理します。なお、課題については、保全すべきもの、育成・改善すべきもの、新たに創出すべきものとの観点から、それぞれ整理します。

#### (1) 広がりのある景観（面的景観） <1/4>

##### ① 土地利用

項目	具体例（景観資源）	課題
市街地 ・ 商業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡市街地、福岡・伏木市街地、福岡及び伏木・立野・戸出・中田の近隣商業地</li> <li>立野・戸出・中田・牧野の飛市街地</li> <li>一部住宅団地や工業団地</li> <li>高岡駅北側の中心商業地（高岡駅周辺含む）と高岡駅南の新しい商業地（新高岡駅周辺含む）</li> <li>国道沿いなど、沿道サービス型商業施設</li> </ul>	<p>【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>快適で個性的な商業地づくり</li> <li>看板など、秩序ある沿道景観の形成に向けた誘導</li> <li>適正な土地利用コントロールによるまとまりのある市街地の形成</li> <li>商業拠点整備と魅力ある商店街づくり</li> </ul> <p>【創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広場再整備や新たな景観整備</li> <li>老朽化したビル、空き家などの活用</li> </ul>



高岡駅周辺



末広町商店街



大型ショッピングセンター(高岡駅南)

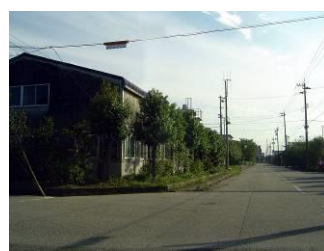
項目	具体例（景観資源）	課題
工業地 ・ 港湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>小矢部川下流の大規模工業地帯</li> <li>銅器、漆器などの混在型中小工場地帯</li> <li>農村地帯の工業団地、中心市街地南部の流通業務施設</li> </ul>	<p>【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の緑化、緩衝緑地の整備推進</li> <li>周辺環境や市街地空間との調和（意匠、色彩、施設配置等）</li> </ul>



高岡オフィスパーク



伏木港



戸出工業団地

(1) 広がりのある景観（面的景観） <2/4>



①土地利用


項目	具体例（景観資源）	課題	
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧市街地を中心とした既存市街地内の住宅地（池の端通り 等）</li> <li>市街地周辺部の新しい住宅地や郊外の住宅団地</li> </ul>	<b>【育成】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化の推進と快適な生活空間の創出</li> <li>住宅地の民地内緑化の推進</li> <li>周辺環境と調和した住宅づくり</li> </ul>	<b>【創出】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為の誘導等による質の高い住宅地づくり</li> <li>駅前、旧市街地など拠点での住宅地づくり</li> </ul>
			
<p style="text-align: center;">池の端通り                      民間住宅団地の町並み(木津)                      常国住宅団地</p>			

項目	具体例（景観資源）	課題	
田園 ・ 集落地	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田地帯及び西山丘陵山麓、太田地区などの集落地</li> <li>戸出地区等をはじめとして広がる散居村</li> </ul>	<b>【保全】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>散居村としての田園と一体となった集落の保全</li> <li>鎮守の杜や樹木などの保全</li> </ul>	<b>【育成】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄や開発に対する適切な田園風景の保全、確保</li> </ul>
			
<p style="text-align: center;">戸出地区の散居村(秋)                      戸出地区の散居村(夏)                      福岡町下向田地区の田園</p>			

(1) 広がりのある景観（面的景観） <3/4>

②自然・地形

項目	具体例（景観資源）	課題	
山地 ・ 丘陵地	・高岡市の背景となる二上山、西山丘陵地、御坊山	【保全】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然緑地、生態系の保全（緑の稜線、斜面緑地の保全）</li> <li>・無秩序な開発の抑制</li> <li>・市街地からの眺望への配慮</li> </ul>
		【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民憩いの場として、公園や展望台などの整備、レクリエーション地としての活用</li> </ul>
			
二上山		西山丘陵地	

項目	具体例（景観資源）	課題	
海岸	・立山連峰を仰ぎ見る景勝地の雨晴海岸	【保全】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線の保全</li> </ul>
		【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立山連峰への眺望点の確保</li> <li>・親水空間の整備</li> <li>・眺望地点へのわかりやすい誘導サインの整備</li> </ul>
			
雨晴海岸			

(1) 広がりのある景観（面的景観） <4/4>

③歴史・文化


項目	具体例（景観資源）	課題	
歴史的 景 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金屋町、山町筋、八丁道、吉久地区、旧北陸街道</li> <li>・伏木地区</li> <li>・旧街道の宿場町</li> </ul>	【保全】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町家の保存と歴史的町並みとしての保全、整備</li> <li>・歴史的建造物の保全</li> </ul>
		【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的町並みと調和した建築物の意匠・色彩への誘導</li> <li>・歴史的な町並みと調和した周辺環境の整備（道路舗装、街灯等）</li> </ul>
		【創出】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万葉ゆかりのまち、港まちとしての個性の創出</li> <li>・賑わいのある界隈の創出</li> </ul>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>金屋町</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>八丁道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧北陸街道(福岡)</p> </div> </div>			

(2) 連続性のある景観（線的景観）

①自然・地形

項目	具体例（景観資源）	課題		
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>庄川、小矢部川、千保川、岸渡川などの大中河川</li> </ul>	<b>【保全】</b>  <b>【育成】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然な川原、並木の保全</li> <li>潤い豊かな河川沿線の景観との調和した建築物等の誘導（意匠・色彩、施設配置等）</li> <li>せせらぎのある親水空間（多自然型護岸としての整備）</li> </ul>	
				
		庄川緑地	小矢部川	岸渡川

②都市施設

項目	具体例（景観資源）	課題		
道路 <small>（誘導サイン等）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車専用道路</li> <li>国道など広域幹線道路及び都市間幹線道路</li> <li>環状線、都市内幹線道路</li> <li>鉄道沿線（北陸新幹線、あいの風とやま鉄道線、JR氷見線、城端線、万葉線）</li> </ul>	<b>【保全】</b>  <b>【育成】</b>  <b>【創出】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の田園景観や自然景観との調和（車窓からの良好な景観保全）</li> <li>統一感のある屋外広告物の誘導</li> <li>看板の規模、色彩など、秩序ある沿道景観の形成に向けた誘導</li> <li>商業地周辺などでの緑量の確保や適切な景観舗装、分りやすい誘導サイン等による洗練された空間づくり</li> <li>体系的な整備によるわかりやすい道路ネットワークの形成</li> <li>歩行者主体の安全で楽しい道づくり</li> <li>電線類の地中化の促進</li> </ul>	
				
		国道8号	国道8号(美幸町周辺)	御旅屋町西通り(えんじゅ通り)

(3) 拠点性のある景観(点的景観) <1/3>

①自然・地形


項目	具体例(景観資源)	課題	
滝・名水	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地に点在する県選定の名水や滝等</li> </ul>	<b>【保全】</b> ・滝や名水の保全  <b>【育成】</b> ・滝や名水周辺地域の景観整備(視点場整備等)	
 <p>五位滝の沢</p>		 <p>城光寺の滝</p>	

②都市施設

項目	具体例(景観資源)	課題	
公園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡古城公園</li> <li>庄川緑地など市街地内の公園、緑地</li> <li>能登半島国定公園に一部指定されている二上山</li> <li>とやま・ふくおか家族旅行村</li> <li>おとぎの森公園</li> <li>福岡公園</li> <li>スポーツコア、高岡西部総合公園</li> </ul>	<b>【保全】</b> ・緑量の増大と緑のネットワーク化 ・公園施設の管理徹底や周辺での眺望確保  <b>【育成】</b> ・眺望点の整備と行楽地としての空間づくり(休憩スペース、視点場等) ・市民の身近なレクリエーション地としての活用 ・古城公園における水濠浄化と親水性の創出	
 <p>高岡古城公園</p>		 <p>とやま・ふくおか家族旅行村</p>	 <p>おとぎの森公園</p>

(3) 拠点性のある景観（点的景観） <2/3>

②都市施設

項目	具体例（景観資源）	課題	
交通拠点 (駅、IC等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡駅</li> <li>北陸新幹線新高岡駅</li> <li>福岡IC、高岡IC、高岡北IC、高岡砺波スマートIC</li> </ul>	【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通拠点としてふさわしい景観整備（意匠・色彩、屋外広告物等）</li> <li>周辺と調和した市民に開かれた景観づくり</li> <li>市の玄関口としての特色ある整備と緑量の確保</li> </ul>
			
<p style="text-align: center;">高岡駅                      能越自動車道高岡IC                      北陸自動車道高岡砺波スマートIC</p>			

項目	具体例（景観資源）	課題	
眺望点	<ul style="list-style-type: none"> <li>元取山頂上</li> <li>雨晴海岸、二上山</li> </ul>	【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望点の確保と周辺整備</li> </ul>
			
<p style="text-align: center;">西山丘陵からの眺め                      二上山からの眺め</p>			

(3) 拠点性のある景観（点的景観） <3/3>

②都市施設

項目	具体例（景観資源）	課題	
公共施設 (パブリック アート含)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡市美術館、高岡市伏木北前船資料館、ふくおか総合文化センター等の公共施設</li> <li>市街地を中心に点在する誘導サイン、パブリックアート、ストリートファニチャー等</li> </ul>	【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる人々に分りやすい施設への誘導</li> <li>公共施設のネットワーク化、緑化</li> </ul>
		【創出】	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に配慮した公共施設の質的向上と周辺と調和した魅力ある都市空間の創出</li> </ul>
			
<p style="text-align: center;">高岡市美術館                      高岡市伏木北前船資料館                      パブリックアート</p>			

③歴史・文化




項目	具体例（景観資源）	課題	
歴史的資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>国宝・重要文化財等／瑞龍寺、勝興寺、氣多神社、武田家住宅、佐伯家住宅、高岡城跡、前田利長墓所</li> <li>県指定文化財等／越中国分寺跡、木舟城跡、筏井家住宅</li> <li>その他／高岡大仏、おくのほそ道の風景地-有磯海-</li> </ul>	【保全】	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史資源としての保全、活用</li> </ul>
		【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史資源とその周辺を含めた景観整備、及びそれらのネットワーク化</li> </ul>
		【創出】	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わいのある界隈の創出</li> </ul>
			
<p style="text-align: center;">瑞龍寺                                      佐伯家住宅                                      高岡大仏</p>			



(4) 暮らしの風景（心象的景観） <1/2>

①歴史・文化

項目	具体例（景観資源）	課題	
祭り ・ 年中 行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡御車山祭、伏木曳山祭等の伝統的行事、祭り</li> <li>日本海なべ祭り、戸出七夕まつり、高岡七夕まつり、中田かかし祭り、つくりもん祭り、高岡万葉まつりほか各地区で開催されるイベント等</li> <li>各地で開かれている朝市、夕市</li> </ul>	<p>【保全】</p> <p>【育成】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的行事、祭りの継承、発展</li> <li>地域の歴史、文化の継承への愛着の醸成</li> </ul>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>高岡御車山祭</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>伏木曳山祭</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>つくりもん祭り</p> </div> </div>			

項目	具体例（景観資源）	課題	
特徴 ある 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡町の菅田と菅干（文化的景観）、養鯉業</li> <li>金屋町の鋳物業（高岡鋳物発祥地）</li> </ul>	<p>【保全】</p> <p>【育成】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>菅田と菅干、矢部の養鯉池などの産業の保全</li> <li>伝統産業（菅田、養鯉業等）と一体となった魅力ある景観づくり</li> </ul>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>小矢部川河川敷の菅干し</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>金屋町の町並み</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鯉の里公園</p> </div> </div>			

(4) 暮らしの風景（心象的景観） <2/2>

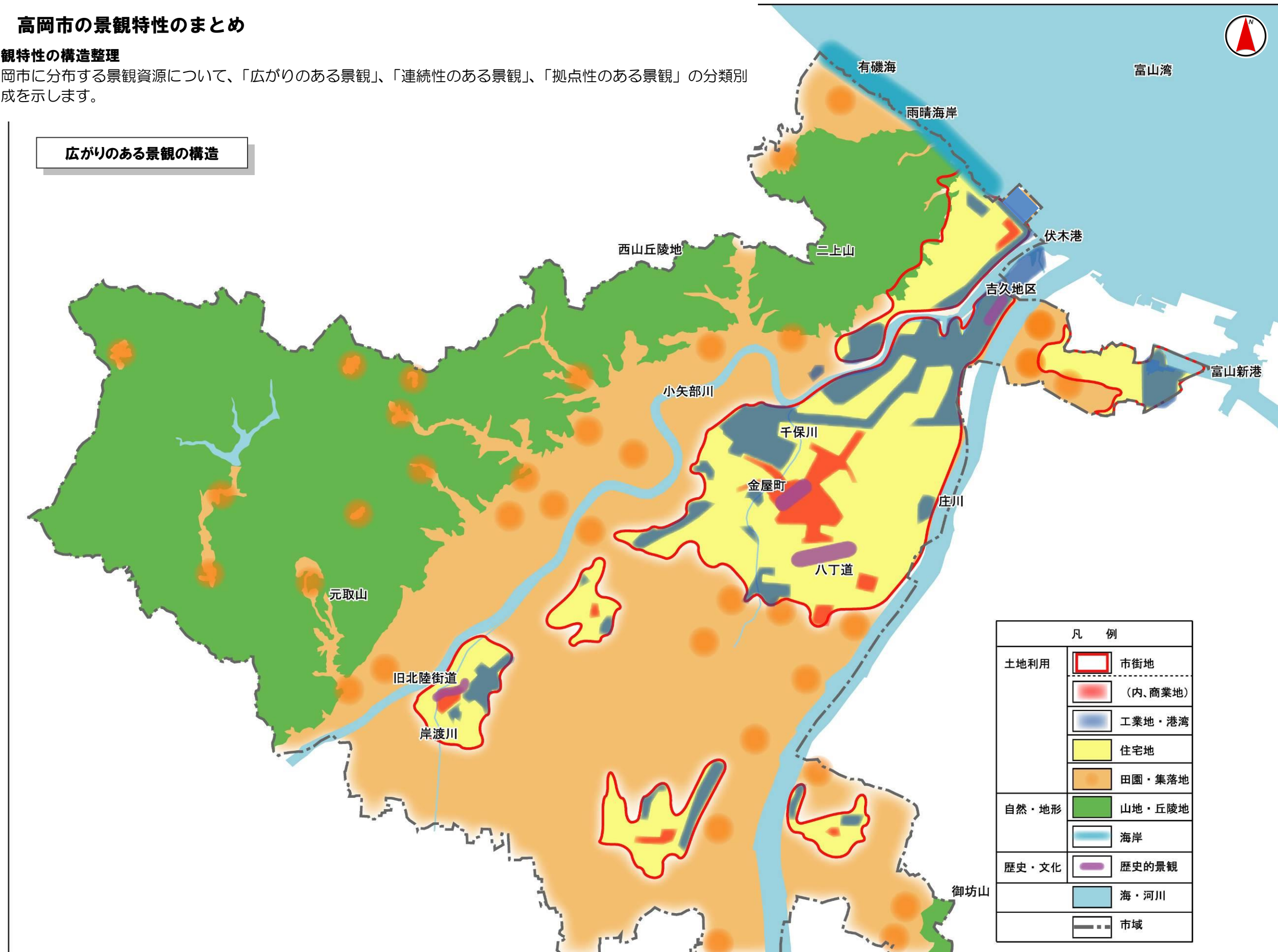
②自然・地形

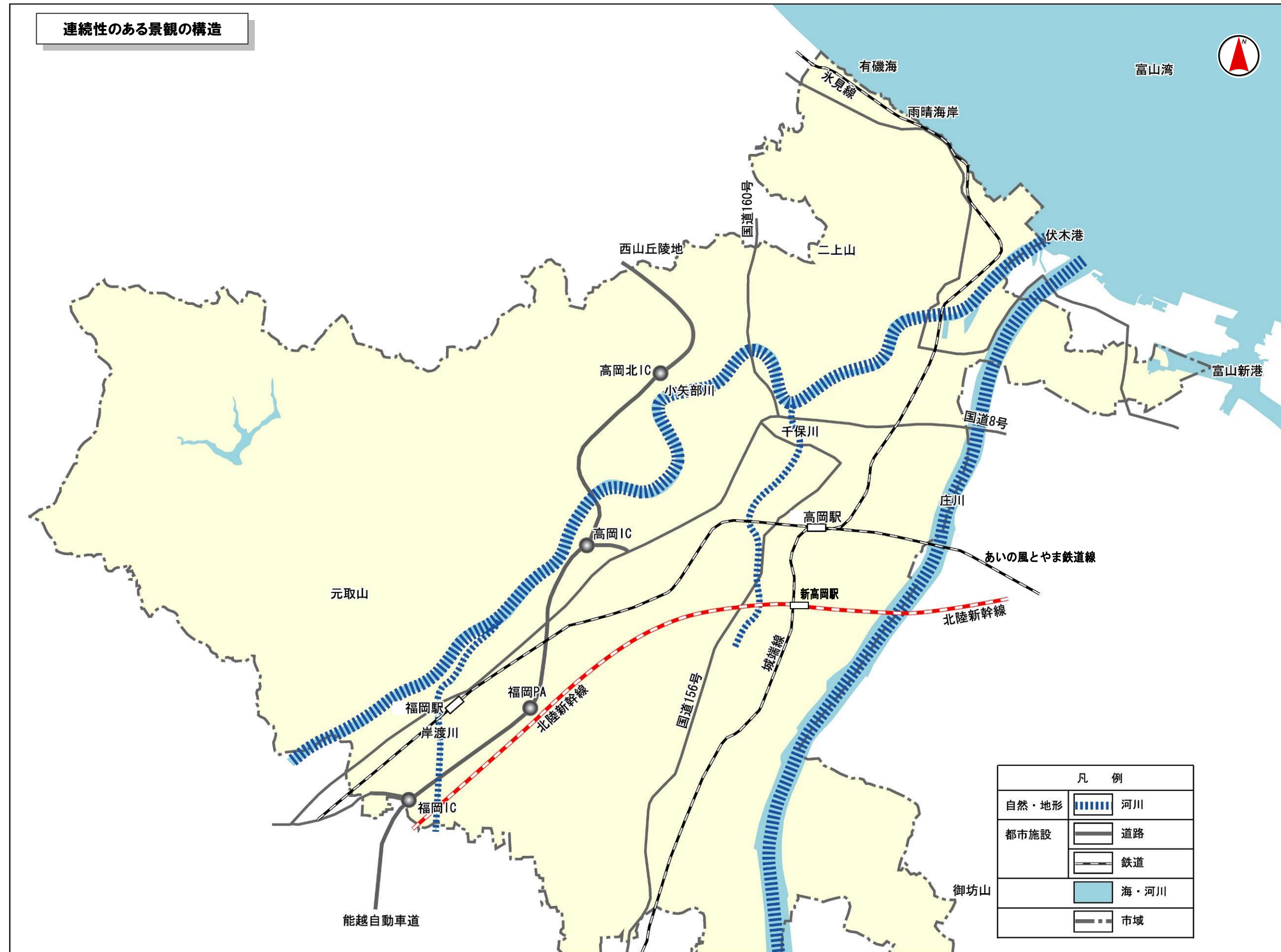
項目	具体例（景観資源）	課題	
気 候	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海型の気候</li> </ul>	【育成】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬の積雪時等、四季折々の景観を楽しむ工夫</li> </ul>
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>岸渡川桜並木</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>古城公園の雪囲い、雪つり</p> </div> </div>			

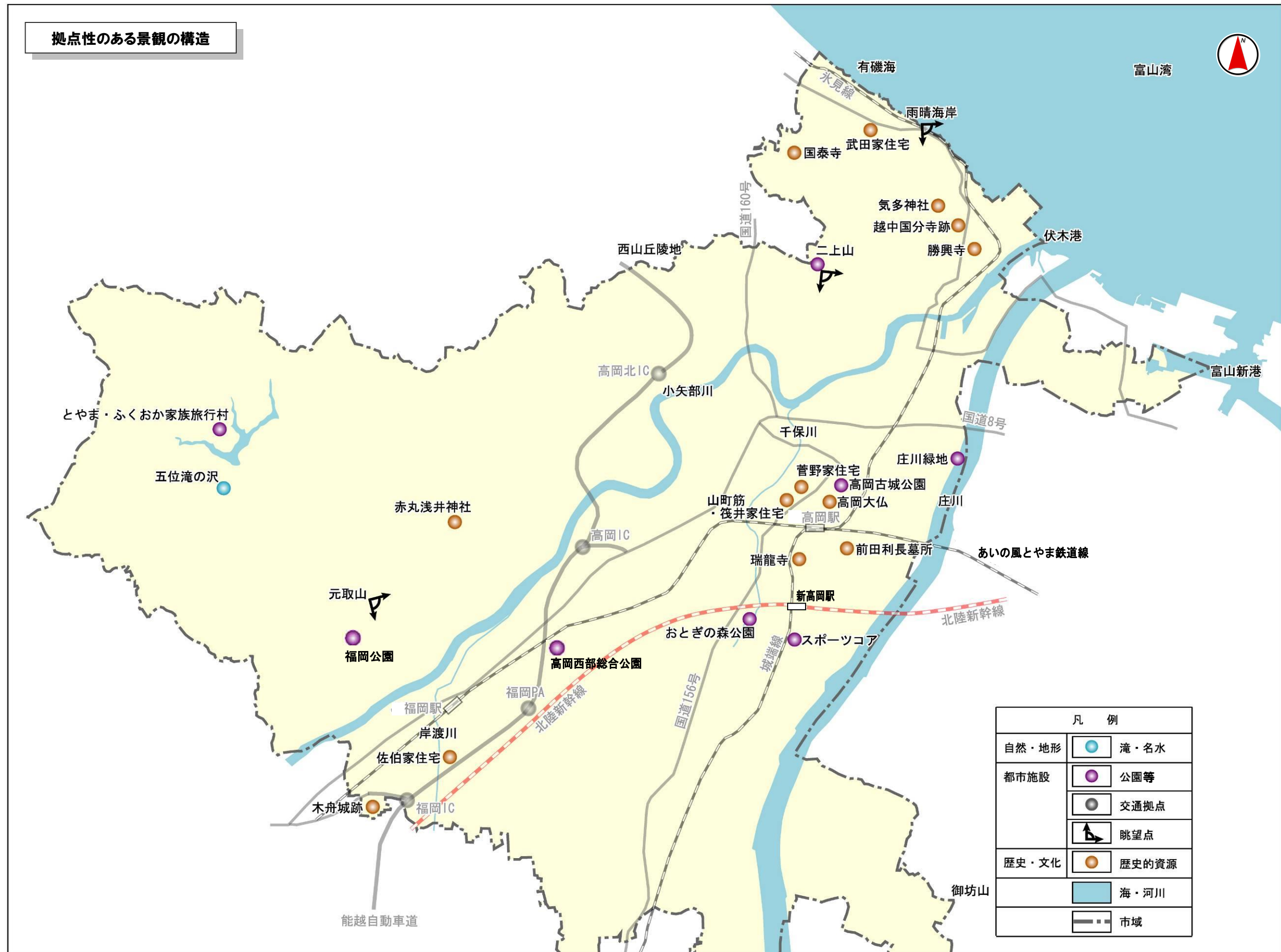
### 3-3 高岡市の景観特性のまとめ

#### (1) 景観特性の構造整理

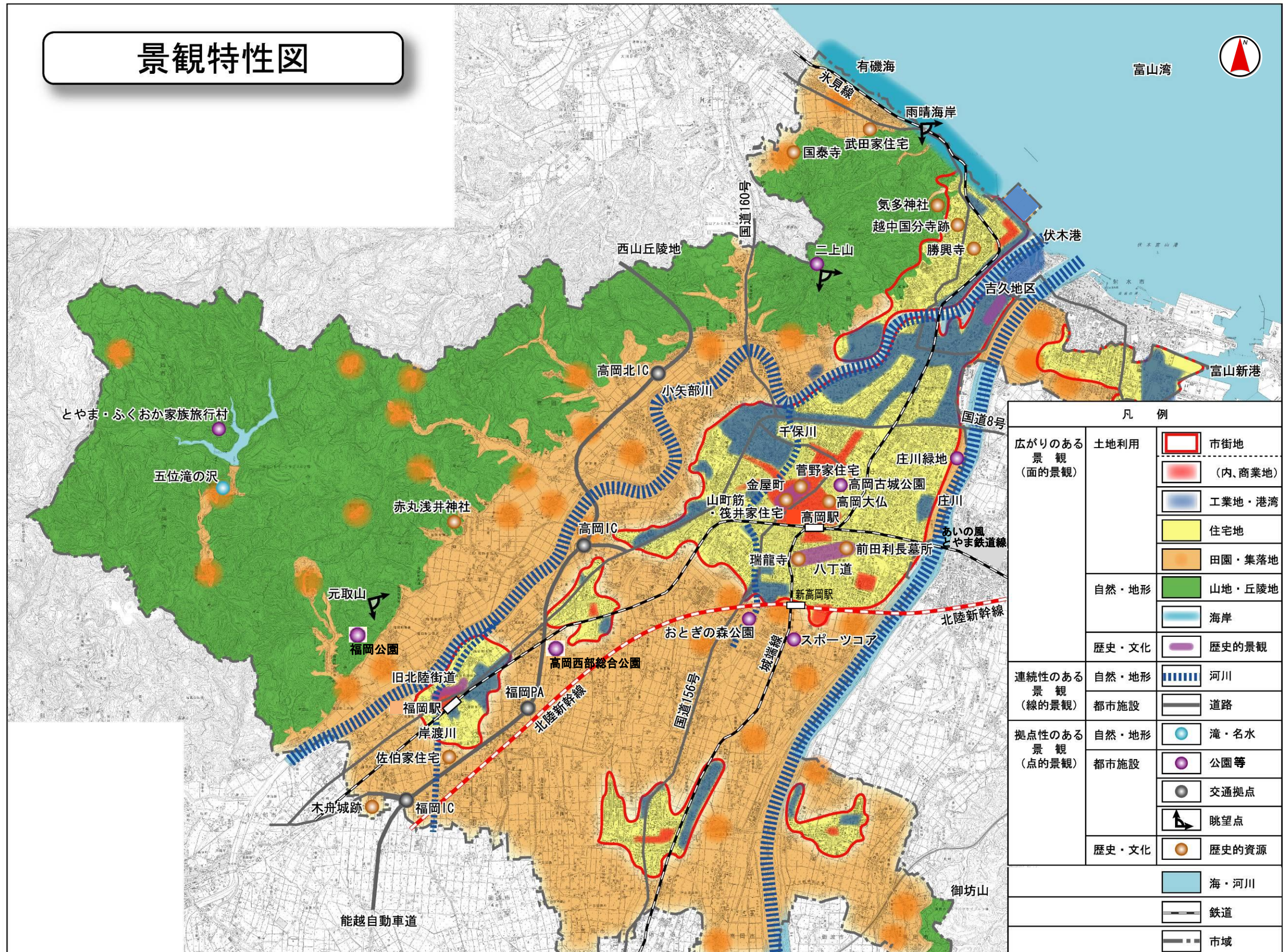
高岡市に分布する景観資源について、「広がりのある景観」、「連続性のある景観」、「拠点性のある景観」の分類別の構成を示します。







# 景観特性図



(2) 高岡らしい景観

● 緑と水に恵まれた美しい自然や風土がつくる やすらぎの景観

高岡市には、二上山、西山丘陵地、御坊山など、四季の移ろいを感じさせる緑豊かな山地や丘陵が存在するとともに、雄大な立山連峰を背後に見る雨晴海岸の景勝地をはじめとして、庄川、小矢部川、千保川、岸渡川などの水辺空間が都市に潤いを与え、市民に親しまれています。

このように緑と水に恵まれた、美しい自然や風土が作りだすやすらぎの景観は、高岡らしい景観を形成するひとつとなっています。

● 万葉の里や前田家ゆかりの近世高岡の歴史と文化がつくる たのしみの景観

高岡市の美しい自然に抱かれ、脈々と受け継がれてきた高岡市の歴史は古く、746年には歌人・大伴家持が越中の国主として赴任しており、万葉集には二上山や雨晴海岸などを詠んだ秀歌が数多く残されています。

また1609年には加賀藩二代藩主前田利長が高岡城に入城し、高岡の町が開かれ、今に残る近世高岡の文化の礎が築かれています。

高岡市には、高岡城跡や守山城跡、木舟城跡をはじめとする城下町を物語る資産を基盤として、瑞龍寺や前田利長墓所、勝興寺などの宗教的要素を物語る資産など、歴史を物語る特徴ある資産が良好に残され、磨き上げられてきました。

さらに、形ある資産だけでなく、高岡御車山祭、伏木曳山祭等の伝統的行事・祭りなどからも高岡の歴史と文化を感じることができます。

このように万葉の里や前田家ゆかりの近世高岡の歴史と文化が作りだすたのしみの景観は、高岡らしい景観を形成するひとつとなっています。

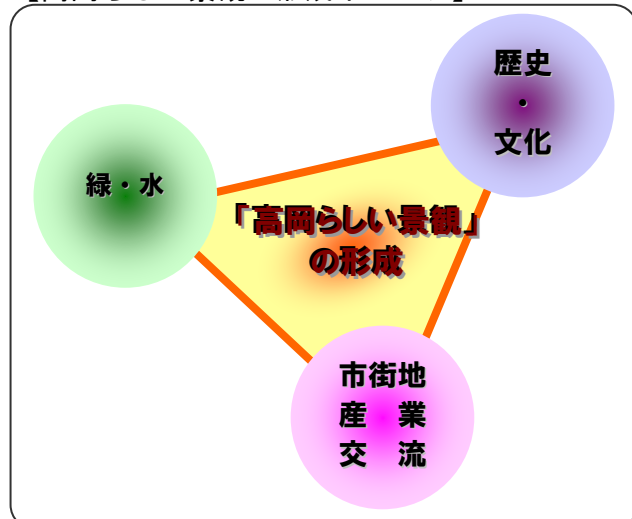
● 魅力ある市街地、特徴ある産業の場、交流の拠点がつくる にぎわいの景観

高岡市は、高岡駅周辺を中心として、人々を集める魅力ある市街地景観が広がっています。また、山町筋や金屋町をはじめとして、高岡市の特徴あるものづくり産業の発展と振興を物語り、歴史的にも価値のある美しいまちなみの景観が形成されています。

一方、海路交通の拠点として、古くは万葉の頃から沿岸交易の要港として栄えてきた伏木港、陸路交通の拠点であり高岡市の玄関口となる高岡駅のほか、近年では、能越自動車道の福岡・高岡・高岡北IC及び北陸自動車道の高岡砺波スマートIC周辺の整備、北陸新幹線の新高岡駅周辺の整備が進み、多様な交流を生み出し、都市内外の人を惹きつける新しい空間が形成されています。

このように、魅力ある市街地やものづくり産業の場、新しい交流拠点が作り出すにぎわいの景観は、高岡らしい景観を形成するひとつとなっています。

【高岡らしい景観の形成イメージ】



高岡市の景観は、それぞれ特徴ある景観が有機的につながり、あるいは重なるとともに、市民の生活や文化、慣習、祭り等と相まって、高岡らしい、美しい景観が形成されています。

### 3-4 市民意向の把握

市民アンケートは、「景観法」に基づく景観計画の策定にあたり、市民が普段感じている高岡らしい景観や改善すべき景観について、市民の評価、認識等を把握し、景観計画の内容を検討する際の基礎資料とすることを目的として、平成19年2月に実施しました。

その結果、全3,508の配布に対し、1,671の回答があり、回収率は47.6%となりました。

市民アンケートの結果を基に、重点的に対応すべき課題を抽出する参考としたり、本計画の方針等を検討する際の基礎資料としました。

#### 市民アンケートの配布回収結果

	配布数	回収数	回収率
①無作為抽出による市民	2,988	1,276	42.7%
②まちなか地区の住民	100	90	90.0%
③市内の高校生・大学生	420	350	83.3%

※ 市民アンケート結果の内容は後述の「参考資料」を参照



### 3-5 優先的に取り組む課題の抽出

前項で整理した景観の特性や課題の全てに対して、一度に景観計画で対応していくことは現実的に困難な上、景観誘導の効果としてメリハリをもって示していくことなどから、ある程度対象を絞り、段階的に景観誘導の対象や内容を充足・強化していくことが必要です。このため、他都市事例からみた重点課題の考え方、上位・関連計画、アンケート結果、都市の変化要因と時代の潮流などを踏まえ、高岡市が優先的に取り組む課題や、対象となる地域抽出の考え方を以下に整理します。

#### (1) 他都市事例からみた重点課題の考え方

- 駅前地区を含む中心市街地
- 教育・文化・医療・研究等の施設集積地
- シンボル（城）と駅の連絡軸
- 都市の核として都市機能が集積する地区
- シンボル（城）周辺一帯の地域
- 旧街道沿い、都心部の都市軸となる幹線道路沿線

#### (2) 上位・関連計画

##### 1. 高岡市総合計画

###### 高岡市の重点課題

- まちづくりのキーワードは「交流」の推進
  - 富山県の中の高岡市 ～県西部の中核的都市～
  - 日本の中の高岡市 ～南北軸と東西軸の結節点としての交流都市～
  - 世界の中の高岡市 ～港を活かした環日本海への玄関都市～
- 計画の大綱とまちづくりの目標達成のための基本方針

###### 都市の将来像：

水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡

###### 魅力ある観光のまちづくり：

- 観光資源の発掘と保存・活用
- 歴史的景観の保全・活用
- 良好な都市景観の創出

##### 2. 高岡市都市景観形成基本計画（平成3年3月）

###### 重点地区

- 中心市街地商業地区
- 山町筋
- 勝興寺周辺地区（計5地区）
- 古城公園周辺地区
- 美術館・文化ホール周辺地区

##### 3. 福岡町景観づくり基本計画（平成16年3月）

###### 重点地区

- 旧北陸街道周辺地区
- 岸渡川周辺地区
- シンボルロード周辺地区
- 国道8号周辺地区（4地区）

#### (4) 市民アンケート結果

##### 高岡市の景観資源の魅力度評価

- 「海辺の景観」、「社寺や史跡が残る景観」に対する高い魅力度

##### 高岡市において最も高岡らしいと感じる景観

- 「古城公園」、「雨晴海岸」、「高岡大仏」、「金屋町の町並み」

##### 高岡市において最も景観を阻害しているもの

- 「空ビル・空家・老朽化した建物の放置」

#### (3) 都市の変化要因と時代の潮流

##### 1. 近世高岡の文化遺産群の保存

資産の名称：近世高岡の文化遺産群

（勝興寺、瑞龍寺、高岡城跡、前田利長墓所、金屋町、山町筋）



勝興寺



瑞龍寺

##### 2. 北陸新幹線新高岡駅の整備

まちづくりの目標：新たな時代に向けた県西部地域並びに飛騨・能登地域のにぎわいと交流拠点づくり

まちづくりの基本理念：

- 新たなターミナルとしての利便性を活かしたまちづくり
- 新幹線開業効果を活かしたまちづくり



新高岡駅周辺のイメージ

##### 3. 能越自動車道 福岡IC・高岡IC・高岡北IC、北陸自動車道高岡砺波スマートIC周辺の整備

- 北陸自動車道、東海北陸自動車道と連結
- 富山県北西部及び能登地域と三大都市圏との交流促進
- 富山県などの産業、経済、文化の発展等に寄与

##### 4. 伏木港による環日本海の交流

- 伏木港の整備により、環日本海交流における重要な役割を果たすことが期待

参考とする

考え方を踏まえる

#### (5) 策定委員会からの意見

- 全体：高岡市の核を設け、核を中心に順序だてて取り組む。守るべき自然景観もある。
- 高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくり：高岡市の玄関で利用者の多い高岡駅、新高岡駅周辺、中心市街地、古城公園、瑞龍寺、高岡大仏
- 世界遺産登録を目指した景観づくり：現在進められている世界遺産登録の内容と一体化、勝興寺を中心とした高岡市の北部地区
- 交流拠点周辺を重視した景観づくり：高岡市の顔・シンボルとなる場との関連、高岡駅前・駅南、IC、雨晴海岸
- 市民意識の向上に寄与する景観づくり：世界文化遺産のまちにふさわしい屋外広告物

#### (6) 優先課題抽出の基本条件

他都市の事例、上位・関連計画、市民アンケート結果、都市の変化要因や時代の潮流などを踏まえ、優先的に取り組むべき景観づくりの課題（地域）抽出の基本条件。

##### ①高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくり

中心市街地、古城公園、旧北陸街道、代表的な観光地など、高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくりを優先します。

##### ②世界遺産登録を目指した景観づくり

近世高岡の文化遺産群としての世界遺産登録を見据え、高岡市を代表する地域として一体的な景観づくりを優先します。

##### ③交流拠点周辺を重視した景観づくり

駅、IC、港など、多くの人が集まる交流拠点の景観づくりを優先します。

##### ④市民意識の向上に寄与する景観づくり

景観づくりに対する市民の声が高い場の景観づくりを優先します。

#### (7) 優先的に取り組む課題（地域）

##### 1. 高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域

（基本条件との整合：①、②、③、④）

高岡市の中心市街地であり、交流拠点の高岡駅をはじめ、世界遺産登録に向けた資源が点在する、高岡市の顔・シンボルとなる地域です。また、市民アンケートで高岡らしいと感じる景観資源が多く存在します。

##### 2. 伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域（基本条件との整合：①、②、③）

世界遺産登録に向けた資源の一つである勝興寺や、大自然のパノラマが展開する風光明媚な雨晴海岸があるとともに、伏木港の整備などにより、重要な交流拠点として期待される地域です。

##### 3. 福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域（基本条件との整合：①、③）

旧北陸街道や岸渡川沿線など歴史的景観や良好な景観資源が分布するほか、人の交流拠点となる福岡駅を含む地域です。

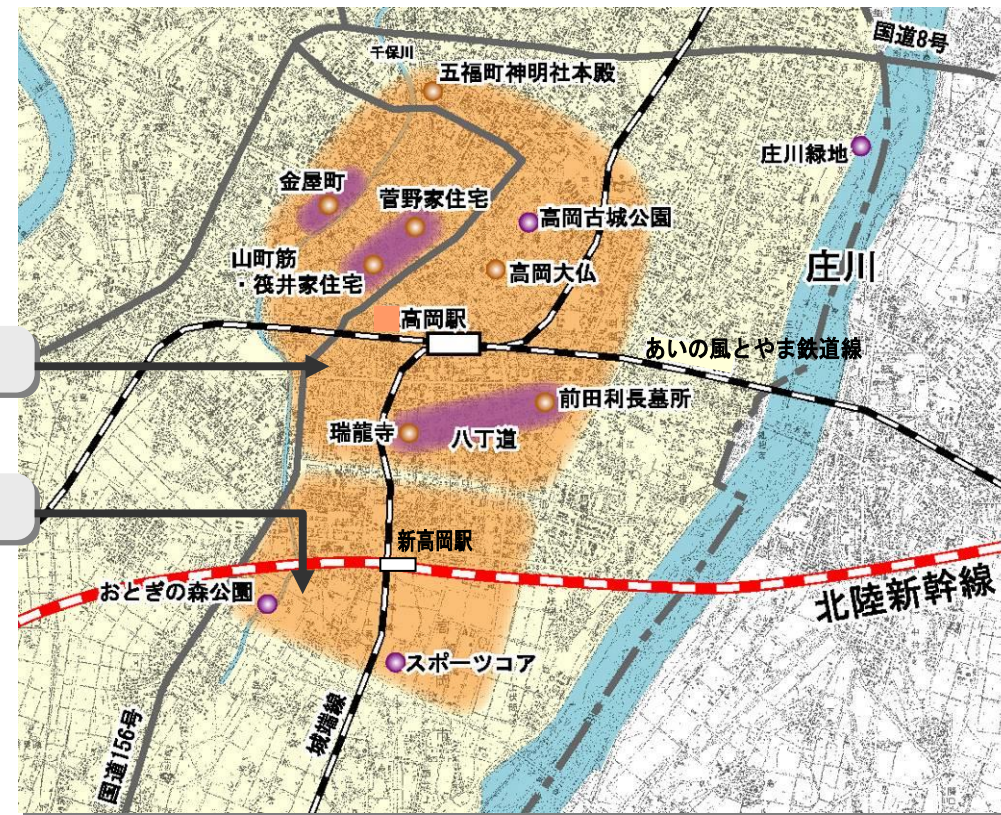
##### 4. 新高岡駅周辺地域（基本条件との整合：①、③）

新たな高岡市の玄関口として重要な交流拠点であるとともに、大規模商業施設など、今後、新たな景観の創出が求められる地域です。

優先的に取り組む課題（地域）の位置図

高岡中心市街地・近世高岡の文化遺産群地域

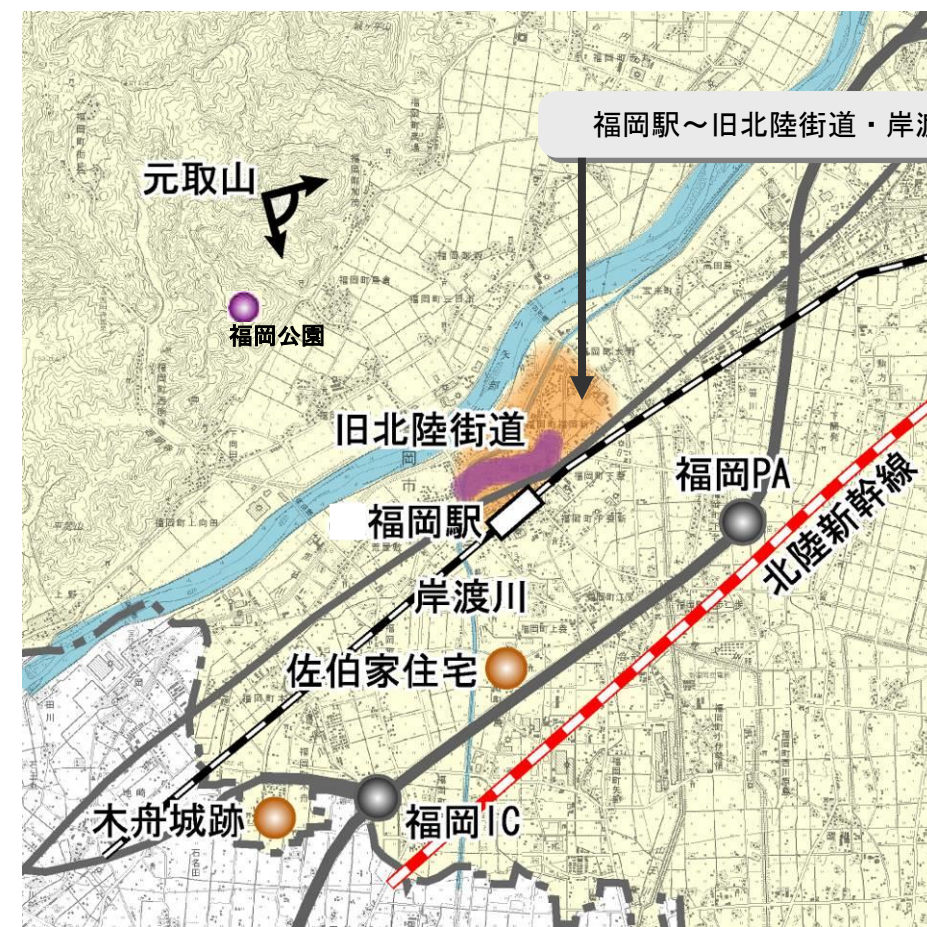
新高岡駅周辺地域



凡 例	
	歴史的景観
	滝・名水
	公園
	交通拠点
	眺望点
	歴史的資源
	道路
	海・河川
	鉄道
	市域



伏木港～勝興寺・雨晴海岸周辺地域



福岡駅～旧北陸街道・岸渡川沿線地域

# 第4章 景観づくりの基本方針

(景観法第8条第3項)

高岡市の魅力ある景観づくりは、景観にかかわる規制誘導だけで形成されるものではなく、ふるさと高岡に誇りと愛着を持つ次代を担う人づくりや、これに基づく市民一人ひとりの個性の発揮、元気で豊かに暮らせるまちづくり等が一体となって成し遂げられるものです。

このため、高岡市景観計画における景観づくりの基本方針は、高岡市総合計画に示す将来像や方針を踏襲し、人づくりや基盤づくり等の施策と連携・協働しながら景観づくりを推進するものとします。

## ◆ 景観づくりの基本方針 ◆

高岡市の良好な景観づくりに向けた基本方針を以下のとおりとします。

### 1. 高岡市固有の美しい景観資源を後世に保全・継承していきます。

- ・高岡市固有の歴史・伝統・文化・風土が織り成す景観は、市民共有の貴重な資産であり、これを保全し、後世に継承していきます。

### 2. 県西部の中核都市として、魅力ある景観を創り出していきます。

- ・高速交通網の整備などに伴い、県西部の中核都市としての魅力向上と、これに伴う都市の活性化へと導くため、魅力ある景観を創り出していきます。

### 3. 美しい景観によって、市民の誇りと愛着を育みます。

- ・市民が郷土の美しい景観に触れ、景観づくりに参加する取り組みを通して、市民の高岡市に対する愛着と誇りを育みます。

### 4. 魅力ある景観づくりをとおして、まちを活性化します。

- ・美しい景観づくりを進めることによって、まちの魅力が高まり、高岡市を訪れる人々が増え、地域社会の活性化を目指します。

# 第5章 景観計画の区域

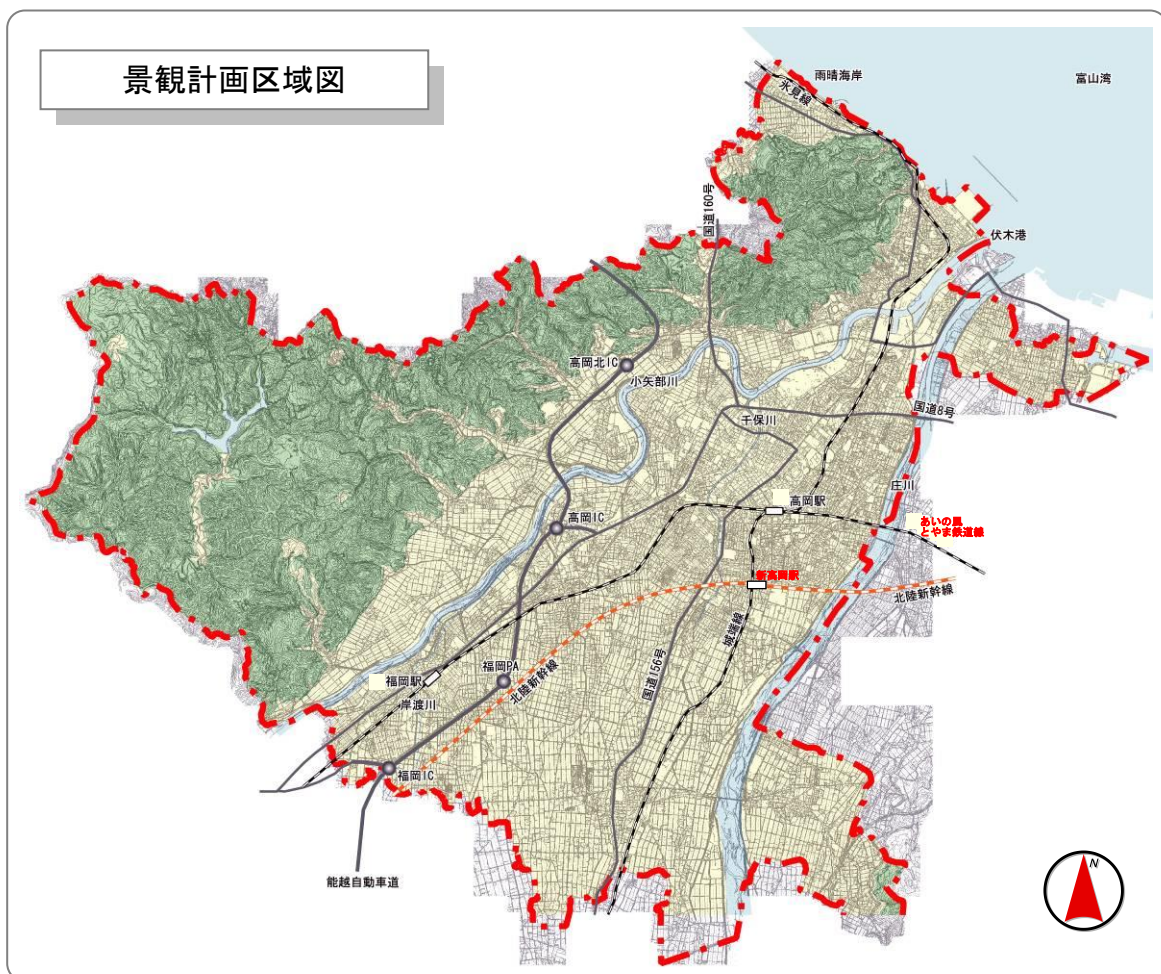
(景観法第8条第2項第1号)

高岡市は、平成17年11月に旧高岡市と旧福岡町の合併によって新しく生まれ変わりました。

これまで、旧高岡市、旧福岡町の歴史、伝統、文化、風土によって受け継がれた景観特性を活かし、今後は、新市として魅力ある景観づくりが必要とされています。

また、高速交通網や北陸新幹線の整備、近世高岡の文化遺産群の保存等が進む中、県西部の中核都市として、また観光交流拠点としても、高岡市の魅力ある都市空間を形成していく必要があります。

以上のような都市の変化要因に対応しながら、新しく生まれ変わった高岡市の景観特性を活かした魅力ある景観づくりを進めるため、「高岡市全域」を景観計画区域とします。



### 【景観形成重点地区等の設定によるきめ細かな誘導展開】

- 地域住民の理解を得ながら、景観計画区域における景観誘導に加え、地域の特性に応じたよりきめ細かな基準を設定する地区を、「景観形成重点地区」として段階的に指定していきます。

※ 詳細は第6章を参照

# 第6章 行為の制限に関する事項

## 6-1 景観づくりの基準設定の考え方

### (1) 景観計画区域（市域全体）

景観計画区域とする「市域全体」においては、前項で規定した景観への影響が著しい大規模建築物・工作物を対象として、景観阻害を生じるような事態を避けるために、最低限守るべき基準を定め、景観を誘導します。

<b>範囲</b> : 市域全体
<b>対象</b> : 景観に対する影響が著しい大規模建築物・工作物
<b>基準</b> : 最低限守るべき基準

### (2) 景観形成重点地区

地域の特性に応じ、特に積極的に景観誘導を行うべき地域を「景観形成重点地区」に指定するとともに、魅力ある良好な景観形成を図るために、詳細な基準を定め、景観を誘導します。

<b>範囲</b> : 特に積極的に景観誘導を行うべき地域
<b>対象</b> : 建築物等（地元との協議等を経ながら決定）
<b>基準</b> : 魅力ある良好な景観形成を図るための詳細な基準 (地元との協議等を経ながら決定)

### (3) 重点景観隣接地区

景観形成重点地区の周辺地域として一体的な景観誘導を図るとともに、最低限守るべき基準を定める「市域全体」と、詳細な基準を定める「景観形成重点地区」との間に生じる著しい景観誘導の格差を是正するため、「景観形成重点地区」の周辺部を「重点景観隣接地区」に指定し、必要な基準を定め、景観を誘導します。

<b>範囲</b> : 景観形成重点地区の周辺部
<b>対象</b> : 建築物等（地元との協議等を経ながら決定）
<b>基準</b> : 景観形成重点地区の周辺部として必要な基準 (地元との協議等を経ながら決定)

#### 【景観形成重点地区及び重点景観隣接地区の指定について】

- ・景観形成重点地区及び重点景観隣接地区は、地域住民との協働・協議による区域の範囲や基準の検討を行い、地域住民相互の了解の上で決定します。

※ 詳細は「6-4 景観形成重点地区等の設定」を参照

# 第6章 行為の制限に関する事項

## 6-2 届出対象行為（景観形成重点地区等を除く。）

（景観法第8条第4項第1号）

### （1）届出対象の考え方

高岡市全域を、高岡市景観計画の対象となる「景観計画区域」として一定の建築物等を届出対象として景観誘導を進めます。

これに加え、届出対象の範囲、景観誘導の程度性等をよりきめ細かく設定した、景観形成重点地区及び重点景観隣接地区を設定します。

なお、景観形成重点地区及び重点景観隣接地区の設定にあたっては、地元との協議等を経ながら決定していきます。

### （2）景観計画区域（高岡市全域）における届出対象行為

**高岡市景観計画区域**における届出対象行為は、以下のとおりとします。なお、届出内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の届出が必要になります。

（景観法 第16条 第1項 第1号・第2号関係）

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物等の新築又は移転	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m超 （届出対象区域の用途地域が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の場合。または、市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外の場合。）</li> <li>12.5m超 （届出対象区域の用途地域が近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合。）</li> <li>15.0m超 （届出対象区域の用途地域が商業地域の場合。）</li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>建築面積1,000㎡超</li> </ul>
	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは建築物と同様 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。）</li> </ul>
工作物	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ30m超 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。）</li> </ul>
	⑦垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5m超、かつ長さ10m超</li> </ul>
	⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、リゾーラウト その他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは建築物等同様 （建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。）</li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>築造面積1,000㎡超</li> </ul>

## 第6章 行為の制限に関する事項

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物等の増築又は改築	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>増築又は改築後の高さ10m超  <small>(届出対象区域の用途地域が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の場合、または市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外の場合。)</small> </li> <li>12.5m超  <small>(届出対象地域の用途地域が近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合。)</small> </li> <li>15.0m超  <small>(届出対象区域の用途地域が商業地域の場合。)</small> </li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>増築又は改築後の建築面積1,000㎡超  <small>(増築又は改築に係る部分の建築面積が100㎡以下のものを除く。)</small> </li> </ul>
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>①煙突、排気塔その他これに類する工作物</li> <li>②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物</li> <li>③彫像、記念碑その他これらに類する工作物</li> <li>④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物</li> <li>⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物</li> </ul> ・増築又は改築後の高さは、建築物と同様 <small>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)</small>
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>増築又は改築後の高さ30m超  <small>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)</small> </li> </ul>
	⑦垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>増築又は改築後の高さ5m超かつ長さ10m超</li> </ul>
	⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、リフトその他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>増築又は改築後の高さは、建築物と同様  <small>(建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)</small> </li> </ul> 又は <ul style="list-style-type: none"> <li>増築又は改築後の築造面積1,000㎡超  <small>(増築又は改築に係る部分の表示面積が100㎡以下のものを除く。)</small> </li> </ul>

行為の種類	届出が必要な行為の規模
建築物等の外観の変更	・上記までの表に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更

### (景観法 第16条 第1項 第4号関係)

行為の種類	届出が必要な行為の規模
土地の区画形質の変更	・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ3m超
鉱物の掘採又は土石の類の採取	・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの

### 6-3 景観づくりの基準（景観形成重点地区等を除く。）

（景観法 第8条 第4項 第2号関係）

高岡市景観計画区域における景観づくりの基準は、以下のとおりとします。

#### （1）基本事項

- 1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。
- 2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。
- 3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。

#### （2）個別事項

##### 1) 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

項 目	基 準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。</li> <li>・ 建築物や工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。</li> <li>・ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。</li> <li>・ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。</li> <li>・ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁、屋根、工作物等の基調となる色彩は、高い彩度を避け、原則「禁止色」は使用しない。また、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>・ 建築物や工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物や工作物と色相をそろえるなど、建築物や工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。</li> <li>・ 外壁、屋根、工作物等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物や工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。</li> </ul>



## 第6章 行為の制限に関する事項

### 1) 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 (つづき)

項目	基準															
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。</li> <li>・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。</li> <li>・自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。</li> </ul>															
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、建築物や工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。</li> <li>・敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。</li> <li>・道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。</li> <li>・敷地の緑化に関する目安は、下記のとおりとする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>緑化率の目安</th> <th>算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住居系</td> <td>8～12%</td> <td>(1-法定建ぺい率)×20%</td> </tr> <tr> <td>商業系</td> <td>4%</td> <td>(1-法定建ぺい率)×20%</td> </tr> <tr> <td>工業系</td> <td>8～12%</td> <td>(1-法定建ぺい率)×20～30%</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>6～8%</td> <td>(1-法定建ぺい率)×20%</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	緑化率の目安	算定式	住居系	8～12%	(1-法定建ぺい率)×20%	商業系	4%	(1-法定建ぺい率)×20%	工業系	8～12%	(1-法定建ぺい率)×20～30%	その他地域	6～8%	(1-法定建ぺい率)×20%
用途地域	緑化率の目安	算定式														
住居系	8～12%	(1-法定建ぺい率)×20%														
商業系	4%	(1-法定建ぺい率)×20%														
工業系	8～12%	(1-法定建ぺい率)×20～30%														
その他地域	6～8%	(1-法定建ぺい率)×20%														
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。</li> <li>・過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。</li> <li>・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。</li> </ul>															

### 2) 土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む。)

事項	基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。</li> </ul>
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。</li> </ul>

### 3) 屋外における物品の集積又は貯蔵

事項	基準
集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。</li> </ul>

### 4) 鉱物の掘採又は土石の類の採取

事項	基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。</li> </ul>
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。</li> </ul>
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。</li> </ul>

### (3) 色彩基準等について

#### 1) 禁止色(基準)

「禁止色」は、町並みの基調となっている色彩との対比が強く、周辺環境に与える影響が大きい色彩であり、地域の景観特性に応じて次に示すとおりとします。

【禁止色】

地域の景観特性 (※1)	マンセル値(※2)		
	色相	明度	彩度
山地・丘陵地	0R~4.9R	5.0~10	2.1~4.0
		0~10	4.1~
	5R~5Y	5.0~10	3.1~6.0
		0~10	6.1~
5.1Y~10Y	5.0~10	2.1~4.0	
	0~10	4.1~	
その他(Nは除く)	5.0~10	0~10	1.1~2.0
		0~10	2.1~
	0R~4.9R	0~7.9	2.1~4.0
		0~10	4.1~
5R~5Y	0~7.9	3.1~6.0	
	0~10	6.1~	
5.1Y~10Y	0~7.9	2.1~4.0	
	0~10	4.1~	
その他(Nは除く)	0~7.9	1.1~2.0	
	0~10	2.1~	

【禁止色】 (つづき)

地域の景観特性 (※1)	マンセル値 (※2)		
	色相	明度	彩度
田園・集落地	0R~4.9R	8.0~10 0~10	2.1~4.0 4.1~
	5R~5Y	8.0~10 0~10	3.1~6.0 6.1~
	5.1Y~10Y	8.0~10 0~10	2.1~4.0 4.1~
	その他(Nは除く)	8.0~10 0~10	1.1~2.0 2.1~
商業地	0R~4.9R	0~10	4.1~
	5R~5Y	0~10	6.1~
	5.1Y~10Y	0~10	4.1~
	その他(Nは除く)	0~10	2.1~
住宅地	0R~4.9R	5.0~10 0~10	2.1~4.0 4.1~
	5R~5Y	5.0~10 0~10	3.1~6.0 6.1~
	5.1Y~10Y	5.0~10 0~10	2.1~4.0 4.1~
	その他(Nは除く)	5.0~10 0~10	1.1~2.0 2.1~
工業地・港湾	0R~4.9R	0~4.9 0~10	0~4.0 4.1~
	5R~5Y	0~4.9 0~10	0~6.0 6.1~
	5.1Y~10Y	0~4.9 0~10	0~4.0 4.1~
	その他	0~4.9 0~10	0~2.0 2.1~
	N	1.0~4.0	—
歴史的景観	0R~4.9R	0~10	2.1~
	5R~5Y	0~10	3.1~
	5.1Y~10Y	0~10	2.1~
	その他(Nは除く)	0~10	1.1~

※1 P35の景観特性図による。

※2 日本工業規格(JIS)でも採用されており、色を色相(色合い)、明度(明るさ)、彩度(鮮やかさ)の組み合わせによって表すもの。

2) 推奨色

「推奨色」は、地域の基調となっている自然景観や町並み景観と違和感が少なく、現況の秩序を保つことが可能な色彩であり、地域の景観特性に応じて、次に示すとおりとします。

## 第6章 行為の制限に関する事項

### 【推奨色】

地域の景観特性	マンセル値		
	色相	明度	彩度
山地・丘陵地	5R~5Y	6.0~9.0	0.5~3.0
海岸	0R~4.9R	7.0~8.0	0.5~1.0
	5R~5Y	7.0~9.0	0.5~2.0
	5.1Y~10Y	7.0~8.0	0.5~1.0
	その他	7.0~8.0	0.5~1.0
	N	7.0~9.5	—
田園・集落地	5R~5Y	5.0~9.0	0.5~3.0
		5.0~7.9	3.1~4.0
商業地	0R~4.9R	7.0~8.0	0.5~1.0
	5R~5Y	6.0~8.5	1.0~3.0
		6.0~7.9	3.1~4.0
	5.1Y~10Y	7.0~8.0	0.5~1.0
	その他	7.0~8.0	0.5~1.0
N	7.0~9.5	—	
住宅地	5R~5Y	6.0~9.0	0.5~3.0
	N	7.0~9.0	—
工業地・港湾	0R~4.9R	7.0~9.0	0.5~1.0
	5R~5Y	7.0~9.0	0.5~2.0
	5.1Y~10Y	7.0~9.0	0.5~1.0
	その他	7.0~9.0	0.5~1.0
	N	7.0~9.0	—
歴史的景観	5R~5Y	3.0~9.0	0.5~3.0
	N	9.0~9.5	—

## 6-4 景観形成重点地区等の設定

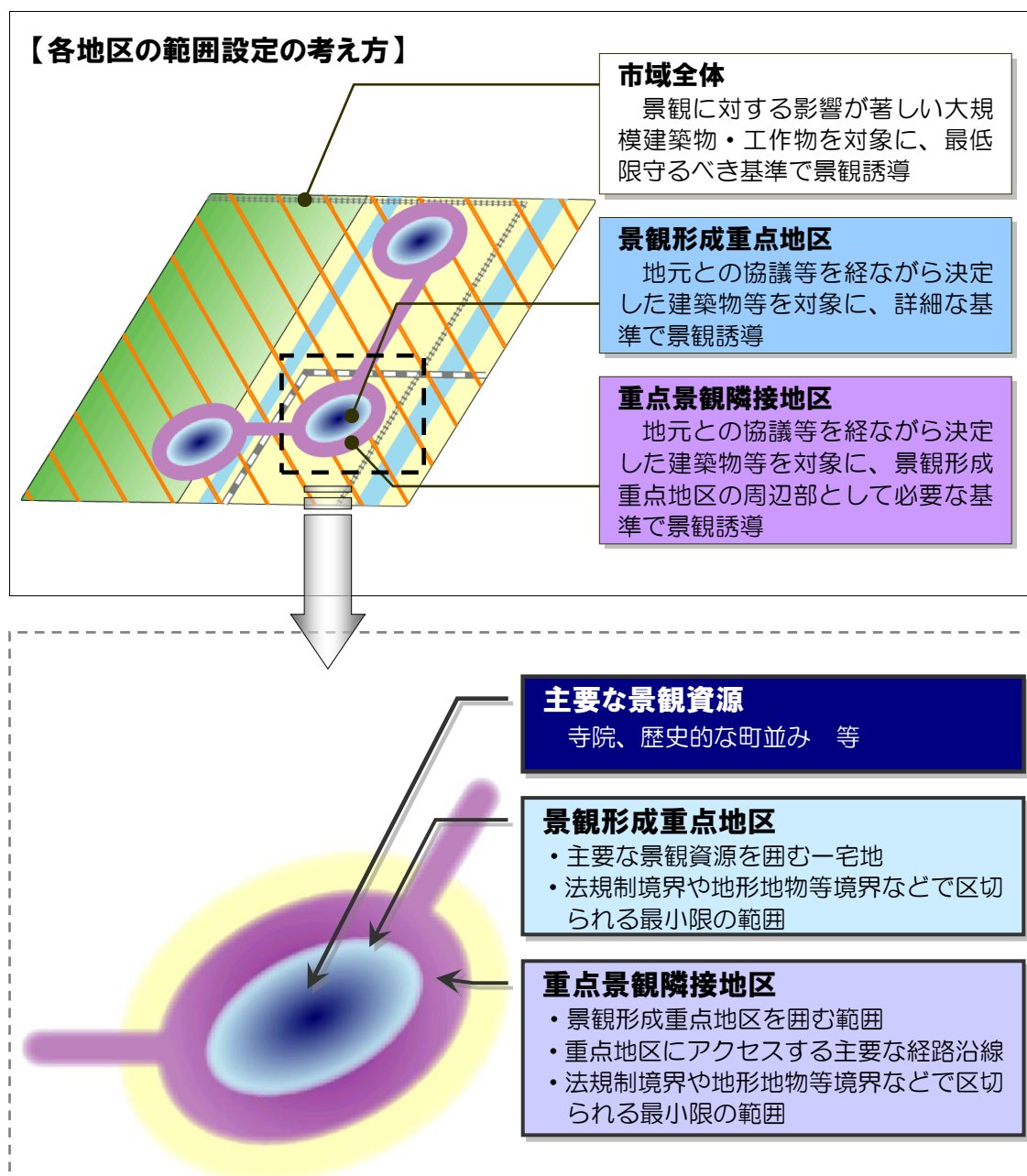
### (1) 景観形成重点地区等の位置づけ

景観計画区域（高岡市全域）における景観づくりの基準は、大規模建築物等に限った緩やかな景観誘導を行うものです。

そのため、高岡市においては、特に積極的に景観誘導を行う「景観形成重点地区」、その周辺部となる「重点景観隣接地区」を設定し、それら地区において、行為の制限基準の強化などを図ることによって、段階的な景観誘導を進めます。

### (2) 景観形成重点地区等の指定の方法

「景観形成重点地区」、やその周辺部となる「重点景観隣接地区」の指定にあたっては、地域住民との協働・協議による区域の範囲や基準の検討を行い、地域住民相互の了解の上で決定します。



6-5 景観形成重点地区等の景観誘導の方向性

(1) 景観形成重点地区における景観誘導の方向性

上位関連計画、アンケート結果、都市の変化要因と時代の潮流などを踏まえ、景観形成重点地区の基本条件を整理するとともに、以下の10地域から景観形成重点地区を抽出します。

景観形成重点地区について、地区の背景となる概況、景観特性、景観形成の課題を整理し、景観誘導の方向性・誘導項目の一例を示します。

<p><b>重点地区の基本条件（第3章 参照）</b></p> <p>①<b>高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくり</b> 中心市街地、古城公園、旧北陸街道、代表的な観光地など、高岡市の顔・シンボルとなる場の景観づくりを優先します。</p> <p>②<b>世界遺産登録を目指した景観づくり</b> 近世高岡の文化遺産群としての世界遺産登録を見据え、高岡市を代表する地域として一体的な景観づくりを優先します。</p> <p>③<b>交流拠点周辺を重視した景観づくり</b> 駅、IC、港など、多くの人が集まる交流拠点の景観づくりを優先します。</p> <p>④<b>市民意識の向上に寄与する景観づくり</b> 景観づくりに対する市民の声が高い場の景観づくりを優先します。</p>
--

【景観誘導の方向性の例】

地域名	地域の主な属性	景観特性 (主な景観資源)	地域の概要	景観形成の課題	景観誘導の方向性・誘導項目例
高岡中心市街地 ・ 近世高岡の 文化遺産群地域	歴史的な拠点性のある地域 (歴史・遺産)	・高岡古城公園 ・高岡大仏 ・瑞龍寺 ・前田利長墓所	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡の中心市街地の北側に位置し、様々な商業・業務施設や沿道サービス施設等が立地している。</li> <li>駅前地区には、新しい住宅街や商業施設等の立地も見られる</li> <li>古城公園の周辺には、住宅地が形成されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産登録に向けた活動と連動し、歴史性ある拠点空間としての景観誘導が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の建物高さの抑制（眺望景観の確保）</li> <li>屋外広告物規制（簡易除却徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等）</li> </ul>
	交流・集散拠点となる地域 (都市・玄関口)	・高岡駅		<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡市へ訪れる人々に高岡を印象付ける特徴と魅力ある交流拠点として、中心市街地活性化施策と連動した景観誘導が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の色彩誘導（マンセル値による色彩範囲の規定等）</li> <li>屋外広告物規制（簡易除却徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等）</li> <li>緑量の確保（敷地内植樹、壁面・屋上緑化等）</li> </ul>
	歴史的な広がりのある地域 (歴史・町並み)	・金屋町 ・山町筋		<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内に点在する様々な景観資源を有機的に繋ぐ景観上の統一性・物語性を持たせることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的・景観的価値のある建築物の保護（景観重要建造物等）</li> <li>地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定（高さ、正面の意匠、軒線の統一、素材等の誘導等）</li> </ul>
伏木港 ～ 勝興寺・雨晴海岸 周辺地域	自然のパノラマを感じる地域 (自然)	・雨晴海岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏木の中心部に位置し、奈良時代の国府（国分寺）や一向一揆の拠点であったといわれる勝興寺がある。</li> <li>門前の町並みとして、歴史性のある建物などが点在して見られる。</li> <li>駅前周辺に商業施設が見られる以外は、大半が住宅となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他に類を見ない特徴ある雨晴海岸の景観を今後も保護・保全していくための規制誘導が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無秩序な開発抑制</li> </ul>
	歴史的な拠点性のある地域 (歴史・遺産)	・勝興寺 ・越中国分寺跡		<ul style="list-style-type: none"> <li>勝興寺をはじめとする周辺地域において、歴史的な趣のある地域としての景観誘導が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の建物高さの抑制（眺望景観の確保）</li> <li>地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定（高さ、正面の意匠、軒線・壁面線の統一、素材等の誘導等）</li> <li>屋外広告物規制（簡易除却徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等）</li> <li>緑量の確保（敷地内植樹、壁面・屋上緑化等）</li> </ul>
	歴史的な広がりのある地域 (歴史・町並み)	・吉久地区		<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内に点在する様々な景観資源を有機的に繋ぐ景観上の統一性・物語性を持たせることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的・景観的価値のある建築物の保護（景観重要建造物等）</li> <li>地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定（高さ、正面の意匠、軒線の統一、素材等の誘導等）</li> </ul>

【景観誘導の方向性の例】(つづき)

地域名	地域の 主な属性	景観特性 (主な景観資源)	地域の概要	景観形成の課題	景観誘導の方向性・誘導項目例
福岡駅 ～ 旧北陸街道 ・ 岸渡川沿線 地域	交流・集散拠点となる地域 (都市・玄関口)	・福岡駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡の中心市街地部に位置している。</li> <li>旧北陸街道沿線には、歴史性のある建物などが集積した町並みが見られる。</li> <li>福岡駅をはじめ、人々の交流拠点が立地している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡地区へ訪れる人々に印象を与える特徴と魅力ある交流拠点としての景観誘導が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外駐車場の修景誘導(植樹推進、塀・生垣等による目隠し等)</li> <li>建築物の色彩誘導(旧街道沿線と調和した建築意匠の推奨等)</li> <li>屋外広告物規制(簡易除却徹底、禁止地域指定、屋外広告に対する規制等)</li> <li>緑量の確保(敷地内植樹、壁面・屋上緑化等)</li> </ul>
	歴史的な広がりのある地域 (歴史・町並み)	・旧北陸街道		<ul style="list-style-type: none"> <li>旧街道沿線において、歴史的な趣のある地域としての景観誘導が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的・景観的価値のある建築物の保護(景観重要建造物等)</li> <li>地域の歴史特性に応じた建築意匠等の基準設定(高さ、正面の意匠、軒線・壁面線の統一、素材等の誘導等)</li> </ul>
	自然のパノラマを感じる地域 (自然)	・岸渡川		<ul style="list-style-type: none"> <li>四季の移ろいと潤いを感じさせる岸渡川沿線の景観づくりが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然護岸の推奨(ピオトープ化)</li> <li>緑量の確保(植樹、桜並木の維持管理等)</li> </ul>
新高岡駅周辺 地域	交流・集散拠点となる地域 (都市・玄関口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新高岡駅</li> <li>スポーツコア</li> <li>おとぎの森公園</li> <li>高岡イオン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高岡駅の南側に位置し、地区内に新たな新高岡駅が整備され、新しい交流拠点としての期待が高まっている。</li> <li>地区周辺には大規模商業施設が立地しており、地域内外の人で賑わう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新高岡駅の整備に伴う新たな交流拠点として適切な景観誘導が必要。</li> <li>大規模商業施設やその周辺地域における秩序ある景観づくりに向けた規制誘導が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の色彩誘導(マンセル値による色彩範囲の規定等)</li> <li>屋外駐車場の修景誘導(植樹推進、塀・生垣等による目隠し等)</li> <li>屋外広告物規制(簡易除却徹底、禁止地域指定、屋内広告に対する規制等)</li> <li>緑量の確保(敷地内植樹、壁面・屋上緑化等)</li> </ul>

### (2) 重点景観隣接地区における景観誘導の方向性

重点景観隣接地区は、景観形成重点地区を包含する地域で、市全域の景観誘導と景観形成重点地区における景観誘導を有機的につなぐ地域として設定します。

重点景観隣接地区における景観誘導基準は、景観形成重点地区の基準に準じて内容を定めます。

#### 1) 地区の位置づけ

##### 景観形成重点地区を包含する景観誘導のバッファゾーン(緩衝地帯)

- 本地区は、「景観形成重点地区」を包含する範囲です。
- 重点的に景観を誘導していく「景観形成重点地区」と、緩やかに景観を誘導していく「市域全体」の景観誘導の格差を段階的に緩和します。

##### 景観形成重点地区の基準案に準ずる当該地区に必要な基準で景観誘導

- 本地区は、地元との協議等を経ながら、基準を定めます。
- 本地区における景観誘導基準は、「景観形成重点地区」の基準に準じて必要な内容を定めます。

#### 2) 景観誘導基準の基本的な考え方

##### 景観形成重点地区の基準に準ずる一段階緩和した基準を設定

- 本地区の景観誘導基準の程度は、「市域全体」より厳しく、「景観形成重点地区」より緩やかな基準とします。
- 本地区の基準の程度(厳しさ、具体性)は、基準の程度を地元と検討しながら決定します。

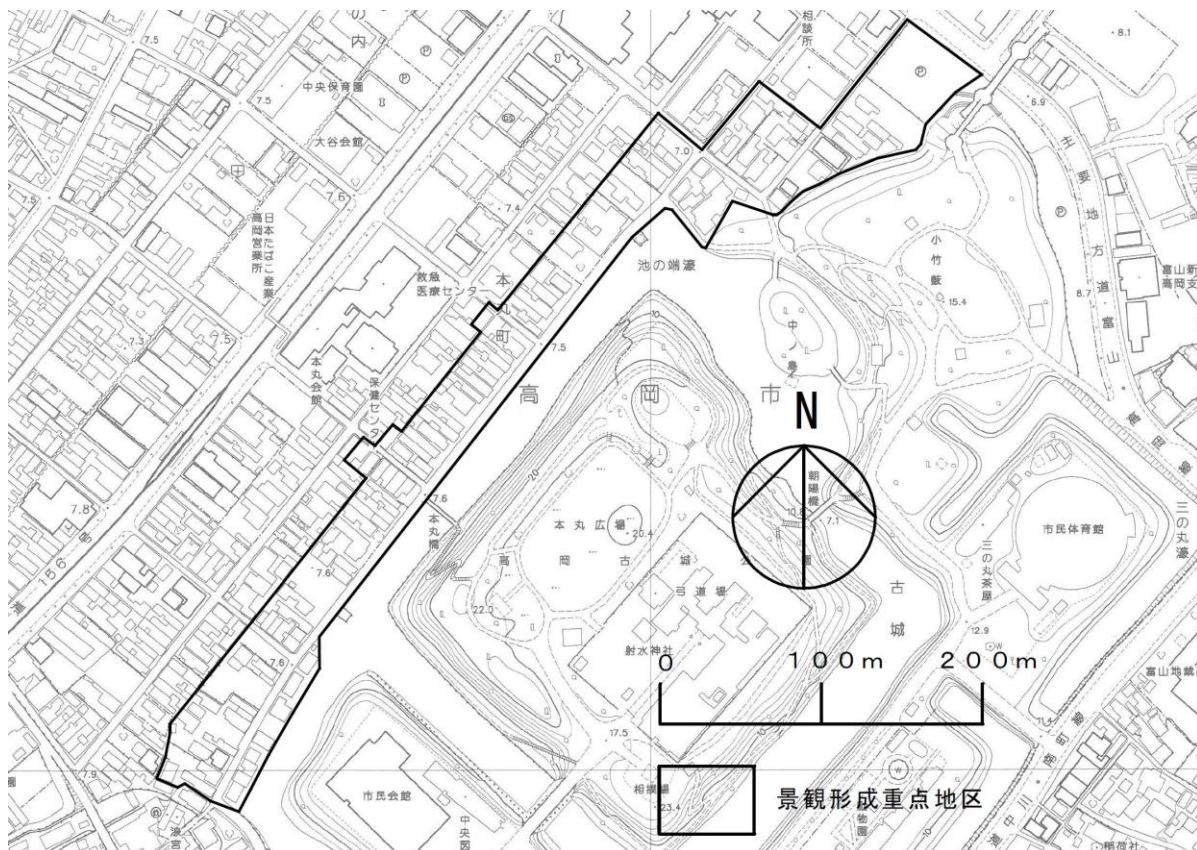


## 6-6 景観形成重点地区等

### (1) 池の端通り景観形成重点地区

#### 1) 位置及び区域

高岡市本丸町の一部。約3.2ha



#### 2) 地区の景観特性

本地区は、宅地内の樹木や生け垣等、古城公園の緑に調和した豊かな緑の流れを感じさせる住宅地であることが特徴である。

また、屋根は、棟方向の揃った瓦屋根の平入りタイプが多く、落ちついた家並みとなっている。

他方、古城公園という都市のオープンスペースに隣接していることや中心市街地にも近く利便性の高い住みやすい住宅地であるが、空家や駐車場の増加が進みつつあり、連続感や統一感の乏しい町並みになろうとしていた。

こうした変化に対応しつつ、古城公園の緑と池の端濠に調和した落ちついた町並み景観を守り育てていくことが重要である。

このため、平成12年3月15日に旧条例に基づく都市景観形成地区に指定し、地区景観形成基準を定めて、景観誘導を図ってきた地区である。

### 3) 良好な景観形成のための方針

#### 《目標》

景観形成の目標 古城公園の自然と調和した、緑が多く瓦屋根が連続する風情漂う落ちついた町並みを守り育てる。

#### 《景観誘導の基本的な考え方》

- 池の端濠という水と緑のオープンスペースに解放された天空率の高い場所と調和させるため、緑の流れの連続性を創出することを基本とする。
- 落ちついた家並み景観の保持のため、屋根は瓦葺きを基本とする。
- 古城公園からの景観保持のため、建物のスカイラインを統一し、屋根勾配や方向等も統一させることを基本とする。
- 町並みの連続感を持たせるために建物の外壁位置を揃えるよう努める。
- 外壁の色、質についても自然素材に準じたものとし、調和がとれるよう努める。
- 道路の交差部分に位置する建物は、妻面の表情が硬くならないよう努める。
- 生け垣を主体とした緑の流れを創出することを基本とする。
- 駐車場等の空地における景観的な配慮を行うことを基本とする。
- 建物に付属する設備機器やカーポート等の工作物は、露出させず、見えにくくさせることを基本とする。
- 1階の外壁や軒先の表情を統一するよう努める。
- 道路から見る路地への視線にも配慮し、見通しに係る周囲の修景整備を図るよう努める。

### 4) 届出対象行為

(景観法 第16条 第1項 第1号・第2号関係)

- 1 建築物又は工作物の新築、移転を行うもの。
- 2 建築物又は工作物の増築、改築で外観を変更する部分の面積が1㎡を超えるもの。
- 3 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観を変更する部分の面積が外観に係る面積の2分の1を超えるもの。

(景観法 第16条 第1項 第4号関係)

- 4 土地の区画形質の変更、水面の埋立て又は干拓で、その面積が3,000平方メートルを超えるもので、行為に伴い高さが5メートルを超え、かつ長さ10mを超える法面が生じるもの
- 5 屋外における物品の集積又は貯蔵で、行為の用に供される面積が3,000平方メートルを超え、かつ集積又は貯蔵の高さが3メートルを超えるもの。
- 6 鉱物の堀採又は土石の類の採取で、行為による地形の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもので、行為に伴い高さが5メートルを超え、かつ長さ10mを超える法面が生じるもの。

5) 景観づくりの基準

① 建築物・工作物など

事項		基準	緩和措置
共通事項		古城公園の自然と調和した、緑が多く瓦屋根が連続する風情漂う落ちついた町並みの景観形成を図る。	
建築物等	位置	・敷地境界から後退させるよう努め、隣接する建物の外壁や軒先をそろえる配慮をする。	
	高さ	・建物の高さは、第一種住居地域については10m以下、商業地域については12m以下とする。 ・3階建て以上の場合、3階部を通りからセットバックさせ圧迫感を与えないようにする。	
	形態	・屋根は、勾配屋根とし切妻平入りとする。 ・勾配は周囲と調和したのとし、一階部分に小庇や下屋を設けるなど町並みの連続性を配慮するとともに、一体感を演出するデザインとする。	
	素材	・屋根は日本瓦葺とし、連続感を創出する。 ・外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）とする。	・屋根は落ち着きのある瓦葺とし、連続感を創出する。 ・外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）を意識したものとする。
	色彩	・瓦の色は黒色系を基調とする。 ・外壁の色は高岡市景観計画6-3(3)で定める色彩基準の住宅地または歴史的景観特性の推奨色とし、落ち着いた色調とする。	
	設備	・建物正面や屋上には設置しないこととする。通りに面する位置での設置がやむを得ない場合は建物に取り込み、見えがかりに配慮し、周囲の景観への配慮を行う。	・やむを得ず通りに面する位置に設置する場合は覆いをするなど見えがかりに十分配慮し、建物本体との調和を保ち、周囲の景観へ配慮する。
		・通りに面する屋根面への太陽光パネルの設置は不可とする。	

## 第6章 行為の制限に関する事項

事項		基準	緩和措置
広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用広告物のみとし、独立型や突出型及び建物上部への設置は避ける。</li> <li>・富山県屋外広告物条例における第1種禁止地域の基準を準用し、町並みと調和のとれたものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の位置、形態、色彩を町並みと調和のとれたものとする。</li> </ul>
その他	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区のマイナスイメージをもたらす用途の建築物は避ける。</li> </ul>	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する位置でのカーポート等の設置は不可とする。</li> <li>・町並みの連続性を損なわないように周囲に生け垣等を設け、通りから駐車している車等が目立たないようにする。</li> <li>・新築、改築時は建物と一体化するなど駐車場の意匠に配慮し、通りから駐車している車等が直接見えないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず通りに面してカーポート等を設置する場合はカーポート等が目立たないように通り沿いを緑化する。</li> </ul>
	外構 (垣・さく・塀)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖的なブロック塀を避け、高さを揃えた生け垣等の設置に努める。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する敷地には、積極的に植栽を施し、緑の流れを作る。</li> </ul>	

### ② 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）

事項	基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の変更が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。</li> </ul>
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。</li> </ul>

### ③ 屋外における物品の集積又は貯蔵

事項	基準
集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。</li> </ul>

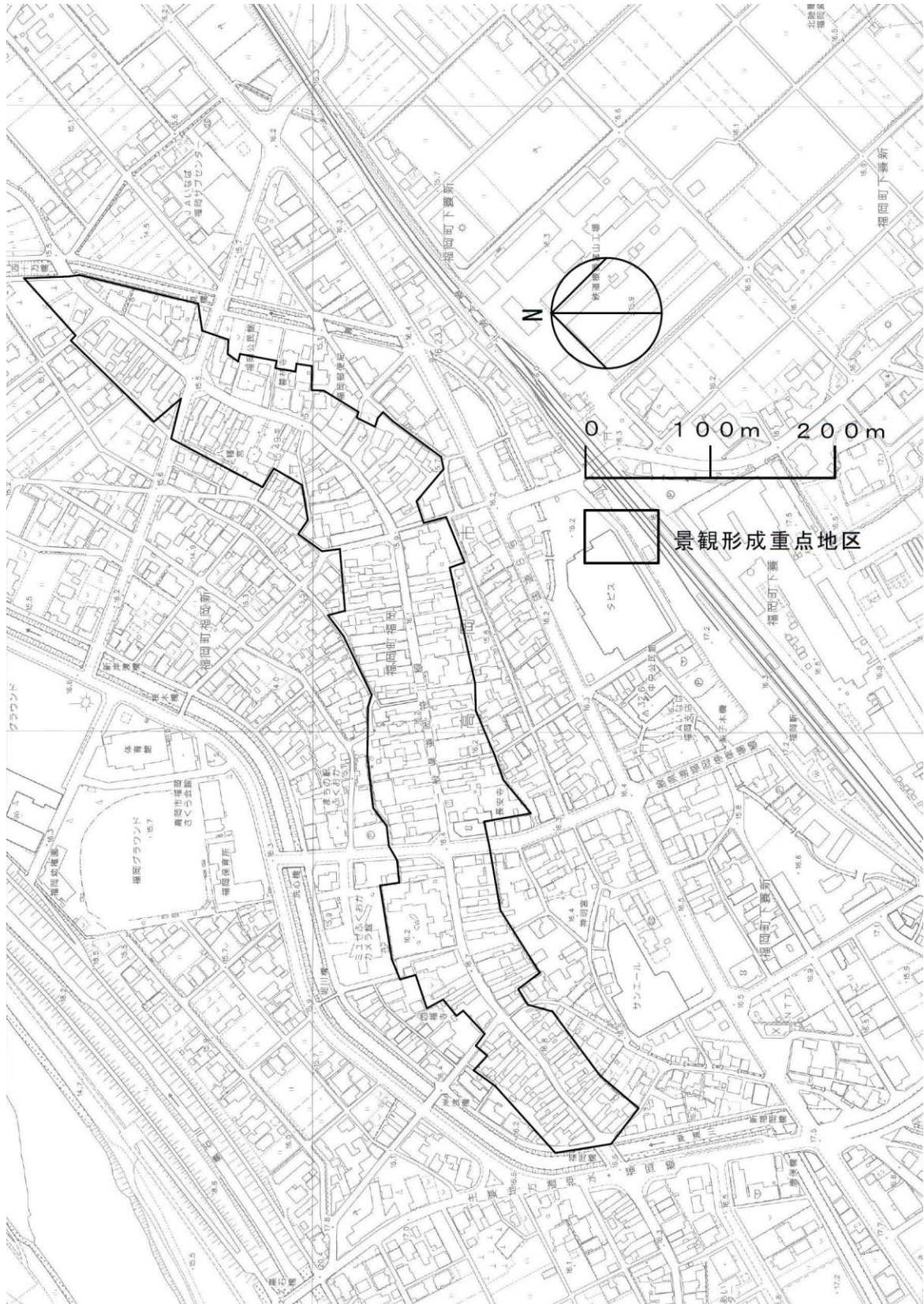
### ④ 鉱物の掘採又は土石の類の採取

事項	基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。</li> </ul>
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の変更をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。</li> </ul>
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。</li> </ul>

(2) 旧北陸街道福岡景観形成重点地区

1) 位置及び区域

高岡市福岡町福岡、福岡町下裳、福岡町福岡新の各一部。約7.3ha



### 2) 地区の景観特性

本地区は、福岡中心市街地の中央に位置し、旧北陸街道に面する閑静な住宅地を形成している。

その製作技術が重要無形民俗文化財に指定されている菅笠は、江戸中期、加賀藩が特産として奨励し、明治には旧街道沿いに菅笠問屋が60戸建ち並んでいた。当時使われていた屋号で呼び合う風習が今なお残り、300余年の伝統を持つ奇祭『つくりもんまつり』の舞台にもなっていることから、この町並みには、歴史的な風情が色濃く残されており、日本遺産に認定された高岡市の構成文化財の1つになっている。

当時の面影を残す建物の特徴は、切妻平入り2階建て日本瓦葺きで、梁、垂木、袖壁等が見えるデザインであり、壁面は道路から約1m後退し、1階部分に下屋等がある。また、窓・玄関には格子が施された建物が旧北陸街道の趣を醸し出している。

一方では、人口・世帯数の減少、高齢化の進展などにより、空家・空地の増加が進み、連続性に乏しい町並みになりつつある。

旧街道は昭和47年に都市計画決定(16mに拡幅)され、その後、平成21年8月14日に住民の意向に基づき現道幅員に変更された。

こうした変化に対応しつつ、現道を活かし車と歩行者が共存する、旧北陸街道の歴史的な趣のある町並み景観を守り育てていくことが重要である。

### 3) 良好な景観形成のための方針

《目標》

北陸街道の歴史的な趣が感じられ、歩いて楽しく、暮らしやすい町並みの景観形成を図る。

《景観誘導の基本的な考え方》

- 趣あるたたずまいの町並みの形成を目指す。
- 暮らしやすさを重視し、通りに住み続けることを目指す。
- 町並みが時代や住まい手のライフスタイルに合わせて変動することもある。

### 4) 届出対象行為

(景観法 第16条 第1項 第1号・第2号関係)

- 1 建築物又は工作物の新築、移転を行うもの。
- 2 建築物又は工作物の増築、改築で外観を変更する部分の面積が1㎡を超えるもの。
- 3 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観を変更する部分の面積が外観に係る面積の2分の1を超えるもの。

(景観法 第16条 第1項 第4号関係)

- 4 土地の区画形質の変更、水面の埋立て又は干拓で、その面積が3,000平方メートルを超えるもので、行為に伴い高さが5メートルを超え、かつ長さ10mを超える法面が生じるもの
- 5 屋外における物品の集積又は貯蔵で、行為の用に供される面積が3,000平方メートルを超え、かつ集積又は貯蔵の高さが3メートルを超えるもの。
- 6 鉱物の堀採又は土石の類の採取で、行為による地形の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもので、行為に伴い高さが5メートルを超え、かつ長さ10mを超える法面が生じるもの。

### 5) 景観づくりの基準

#### ① 建築物・工作物など

事項		基準	緩和措置
共通事項		北陸街道の歴史的な趣が感じられ、歩いて楽しく、暮らしやすい町並みの景観形成を図る。	
建築物等	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物等の壁面線と揃える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の壁面線の位置は、軒先や屋根面などを周辺の伝統的な建物と調和する位置とする。</li> <li>建築物等の壁面線の位置が前面道路より著しく後退している場合は、壁面や軒の連続性を演出するため、塀などを設置する。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の高さは、2階建て程度の高さとする。</li> <li>3階建て以上の場合、3階以上を通りからセットバックさせ通りに空間的広がりを感じさせるよう配慮する。</li> </ul>	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は勾配屋根、切妻平入りとし、軒高、軒の出は周囲と調和したものとする。</li> <li>1階部分に下屋等を敷地間口の1/2以上設け、町並みの連続性に配慮し、街道に面した1階部分の窓には格子をつける。</li> <li>角地や隣が駐車場になっているなど、建物の側面が見える場合は、妻壁の外観に十分配慮する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>梁、垂木、袖壁等は、見えることとする。</li> <li>街道に面した玄関は格子引戸とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>梁、垂木、袖壁等は、見えるよう努める。</li> <li>街道に面した玄関は、格子意匠のものとする。</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は日本瓦葺きとする。</li> <li>外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は黒色系の素材のものとする。</li> <li>外壁は自然素材（木、漆喰、土壁）を意識したものとする。</li> </ul>	



## 第6章 行為の制限に関する事項

事項		基準	緩和措置
建築物等	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は黒色系を基調とする。</li> <li>・外壁は高岡市景観計画6-3(3)で定める色彩基準の住宅地または歴史的景観特性の推奨色とし、落ち着いた色調とする。</li> <li>・一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ちついた雰囲気を出し出すよう、色調を統一する。</li> </ul>	/
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街道に面する位置を避けて設置する。やむを得ず街道に面する場所に設置する場合は、目立たないように覆いを被せ、周囲になじむ色彩とする。</li> <li>・街道に面する位置での太陽光パネルの設置は原則不可とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルを設置する場合、色彩は黒または濃紺とし、低反射なものとする。</li> <li>・太陽光パネルの設置高さは棟の高さ以下とし、周囲の景観と調和した意匠のものとする。</li> </ul>
その他	広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県屋外広告物条例における第1種禁止地域の基準を準用し、町並みと調和のとれたものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物は、集約化に努め、その位置、形態、色彩、大きさなどは、町並みと調和したものとする。</li> </ul>
	車庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーポート等を通りに面する位置での設置は不可とする。</li> <li>・インナーガレージ等とし、壁面の連続性に配慮する。</li> <li>・シャッターや格子戸を設置して通りから車等が見えないように努める。</li> <li>・色彩は、開口部の建具や外壁となじむ色合いとし、シャッターは木壁意匠のものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむをえずカーポート等を通りに面する位置で設置する場合は下記すべてを満たすこととする。</li> <li>①色彩は黒または茶系色とする。</li> <li>②敷地内の建物壁面線と同程度の後退位置とし、幅は建物間口の1/2以下とする。</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並みの連続性を損なわないように周囲に垣等を設けるか、建物と一体化するなど駐車場の意匠に配慮し、通りから駐車している車等が見えないように努める。</li> </ul>	/
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀を設置する場合は大和塀を意識した意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さく、塀などは、素材や色彩を周囲の景観に調和したものとする。</li> </ul>

### ② 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）

事項	基準
土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。</li> </ul>
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。</li> </ul>
法面の外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。</li> </ul>

### ③ 屋外における物品の集積又は貯蔵

事項	基準
集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。</li> </ul>

### ④ 鉱物の掘採又は土石の類の採取

事項	基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。</li> </ul>
跡地の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。</li> </ul>
跡地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。</li> </ul>

# 第7章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

## 7-1 景観重要建造物の指定の方針

### (1) 指定の方針

歴史的・技術的な価値のあるものや、地域で広く親しまれるものなど、外観が景観上特に優れている建築物は、良好な景観を形成する上でこれを守り、活かしていくことが望まれます。

このため、高岡市は、景観上重要な建造物について、「景観重要建造物」に指定するものとします。

### (2) 指定の基準

高岡市の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物で、以下のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

また、指定にあたり、既に登録文化財や高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例による歴史的意匠建造物等に指定されている建造物は、景観重要建造物の指定の参考とします。

高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例による歴史的意匠建造物  
・高岡商工会議所伏木支所(旧伏木銀行)      ・清都酒造場



#### <指定の基準>

- 歴史的景観に寄与しているもの
- 優れたデザインを有しており、造形の規範になっているもの
- 再現が容易でなく、良好な景観形成上、保全する価値があると判断されるもの
- 景観上、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 市民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの
- 文化財等に指定されるなど、歴史的な価値があると認められるもの

### (3) 指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、良好な景観形成に重要と認められる形態・意匠の有無や、建造物の維持保全の状態等を確認します。

建造物の存在する地元(所有者を含む)の意見を聞き、所有者の同意を得ます。

意匠、建築史、景観等に関連する分野の専門家や第三者機関の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

### 7-2 景観重要樹木の指定の方針

#### (1) 指定の方針

高岡市や地域の情景を特徴づけ、市民に親しまれる樹木は、良好な景観を形成する上でこれを守り、活かしていくことが望まれます。

このため、高岡市は、景観上重要な樹木について、「景観重要樹木」に指定するものとします。

#### (2) 指定の基準

高岡市の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができる樹木で、以下のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

また、指定にあたり、高岡市緑化条例による保存樹木等に指定されている樹木は、景観重要樹木の指定の参考とします。

高岡市緑化条例による保存樹木（平成28年3月現在）

・高岡市緑化条例による保存樹木 165本

<指定の基準>

- 樹容が景観上優れているもの
- 周辺の町並みの景観に調和しているもの
- 樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているもの
- 景観上、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 市民に広く親しまれ、保全する価値があると認められるもの

#### (3) 指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、良好な景観形成に重要と認められる樹容や、樹木の維持保全の状態等を確認します。

樹木の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得ます。

植物等に関連する分野の専門家や第三者機関の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

# 第8章 その他の良好な景観形成に関する事項

## 8-1 屋外広告物に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ)

景観づくりに大きな影響を与える屋外広告物は、建築物や工作物に関する行為の制限とあわせて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定める必要があります。

高岡市においては、富山県屋外広告物条例（昭和39年4月1日 富山県条例第66号）に準じ、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止しています。

良好な景観形成に向けた屋外広告物の規制・誘導にあたっては、富山県との調整を図りながら、必要な規制誘導を検討、充実するものとします。

また、屋外広告物の適切な規制・誘導のため、現状の屋外広告物の状況（違反広告の分布状況、路線別広告物の設置状況等）を調査し、必要な規制の検討を行うための基礎資料を整理します。

さらに、重点地区においては、各地区の景観特性を踏まえ、町並みや建築物との整合・調和に配慮するよう、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為制限を含めて検討します。

## 8-2 景観重要公共施設に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ)

### (1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

富山県において、富山県景観条例第21条に基づき、「富山県公共事業の景観づくり指針」が策定されており、公共施設の整備にあたっては、これに準じた景観配慮に努めるよう、誘導されています。

高岡市における公共施設の整備においても、本指針の準用を徹底し、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺の町並みとの調和及び県民に親しまれる山岳、海岸、田園等の景観に配慮した公共事業を推進することとします。

### (2) 景観重要公共施設としての位置づけ

景観形成上重要な景観要素となる道路、河川、公園等の公共施設について、公共施設管理者との協議等を行いながら、必要に応じて、景観重要公共施設にしていくこととします。

### 8-3 景観農業振興地域整備計画に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ニ)

高岡市の農業は、豊かな自然環境の中で、多様で生産効率の高い農業形態となっています。

このなかで、西山丘陵地に点在する棚田や、その裾野における史跡と調和した農村集落、庄川扇状地に湧き出る湧水群、砺波平野につながる散居性村落等の農業生産と一体となった田園風景は本市の良好な農村景観となっています。

本計画においては、景観農業振興地域整備計画に関する基本的な方針を以下のとおりとします。具体的な内容は、「景観農業振興地域整備計画」で定めることとします。

なお、計画の策定にあたっては、富山県及び高岡市の農業振興施策との整合を図るとともに住民の理解のもと、農村景観と調和のとれた良好な営農条件の確保に努めます。

<景観農業振興地域整備計画に定める事項>

- 区域
- 景観と調和のとれた土地の農業上の利用
- 農業生産基盤の整備・開発
- 農用地等の保全
- 農業の近代化のための施設

### 8-4 自然公園法の許可基準に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ホ)

自然公園法に基づく自然景観保護と併せ、良好な景観づくりのために必要な上乘せの許可基準を段階的に定めることとします。

自然公園法に基づく対象地域の現状を調査し、上乘せの基準として必要な項目を調査するとともに、関係機関と調整しながら基準の設定に努めます。

# 第9章 計画の実現に向けて

## 9-1 計画の実現に向けた役割

景観は、人々の営みの積み重ねによって形づくられるものであるとともに、高岡市に暮らす人々全てが景観づくりの担い手であることから、景観づくりを進めるにあたっては、行政のみならず、市民や事業者との協働によって取り組むことが重要です。

したがって、市民、事業者、行政の立場を明確にし、役割を分担することで、効果的かつ具体的な景観づくりに取り組みます。

主体	役割
市民	<p>市民は、自身の主体的な活動が高岡市の景観づくりに果たす役割が大きいことを認識し、積極的に景観形成に参加・協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○高岡市景観計画をはじめとする景観施策の認識・理解</li><li>○自己の建築物等の景観的配慮や敷地内における環境美化・緑化</li><li>○景観づくりの場や機会への参加</li><li>○協定づくりなど、主体的な景観づくりに向けた取り組みの実践</li></ul>
事業者	<p>事業者は、事業活動が高岡市の景観形成に果たす役割が大きいことを認識し、市民と同様に地域社会の一員として地域の景観形成に積極的に参加・協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○高岡市景観計画をはじめとする景観施策の認識・理解</li><li>○自己の建築物等の景観的配慮や敷地内における環境美化・緑化</li><li>○景観づくりの場や機会への参加</li><li>○景観的に配慮した事業等の推進</li></ul>
専門家	<p>まちづくりや景観などの専門家（大学等教育研究機関、設計者、施工者、関連業界の各団体、NPO等）は、高岡市の景観形成の正しい方向を誘導する重要な役割を担うことを認識し、それぞれの分野・立場から積極的に提案等を行なうとともに、地域社会の一員として地域の景観形成に積極的に参加・協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○専門的な立場から市民等への景観に関する提案</li><li>○専門的見地から行政・市民等の良好な景観形成に向けた活動に協力</li><li>○景観づくりの場や機会への参加</li></ul>
行政	<p>行政は、高岡市の景観形成に関する総合的な施策を進めるとともに、民間のモデルとなるような先導的な役割を担います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○高岡市景観計画をはじめとする景観施策の普及・啓発</li><li>○市民・事業者の景観に対する意識向上のためのPR活動</li><li>○景観づくりについて学ぶ場や機会の提供</li><li>○市民・事業者の景観に関する活動の支援</li><li>○公共施設などにおける民間のモデルとなる魅力的な景観の創出</li><li>○教育機関と連携した景観づくり教育の実践</li></ul>

### 9-2 段階的な景観計画の充実・強化

高岡市の景観形成にあたっては、景観計画の策定による景観誘導と併せ、様々な情報提供等による市民の意識啓発等を図りながら、段階的に景観誘導を充実・強化していきます。

#### 当初段階) 市全域を対象とした景観計画に基づく景観誘導

##### ● 景観計画の策定と運用

- ・景観法に基づく景観計画を定め、良好な景観形成に向けた規制誘導を展開する。
- ・景観計画の対象となる景観計画区域は、「高岡市全域」を対象とします。

##### ● 市民や事業者への意識啓発

- ・景観計画による景観誘導體制の説明をはじめ、高岡市の良好な景観資源や歴史など、世界遺産登録等の活動と連動しながら、市民や事業者に対し、景観形成に向けた意識啓発を図ります。

#### 発展段階) 景観計画の充実・強化に向けた事前準備、活動

##### ● 景観計画の充実に向けた事前調査等の実施(屋外広告物の状況調査等)

- ・市独自の視点から、景観法に基づく景観計画における行為の制限事項を段階的に充実・強化を図ります。
- ・このため、制限内容の充実強化を図るために必要となる事前調査を積極的に展開します。
- ・特に、景観形成重点地区の候補地を基本に、屋外広告物の状況や建物の立地動向、建物高さの状況等について、現況調査と今後の景観誘導方針の検討を進めます。

##### ● 景観計画の充実に向けた地域別の展開

(景観形成重点地区等における地域住民との活動展開)

- ・地域の特性に応じたきめ細かな景観誘導等を図るため、景観形成重点地区の候補地を基本に、地域住民を交えた様々な活動を展開します。
- ・活動としては、地域の景観資源の把握や景観形成の重要性に関する勉強会、地域のマップづくりやワークショップなどを多角的に展開します。

#### 最終段階) 景観計画の充実・強化等によるきめ細かな景観誘導の実践

##### ● 高岡市独自の景観誘導に向けた施策の充実・強化

- ・発展段階での活動を通し、屋外広告物に対する一定の景観誘導基準の追加や、重点地区における地域の特性に応じたきめ細かな景観誘導の基準など、景観計画をはじめとする景観誘導施策の充実・強化を図ります。
- ・さらに、文化財や農業振興、観光交流など、関係課と連携しながら、良好な景観形成に向けたさらなる施策等を検討し、必要に応じて景観計画の充実・強化を図ります。



## 資料編

---

## 1 市民アンケートの概要

### (1) 市民アンケート調査の目的

市民アンケートは、「景観法」に基づく景観計画の策定にあたり、市民が普段感じている高岡らしい景観や改善すべき景観について、市民の評価、認識等を把握し、景観計画の内容を検討する際の基礎資料とすることを目的として、平成19年2月に実施しました。

### (2) 市民アンケート調査の方法

市民アンケートは、3つの地域・対象者によって実施しており、その地域・対象、また、各々の配布数・回収数・回収率は、以下の通りです。

- ①高岡市全域・20歳以上の男女を対象とした「無作為抽出市民」
- ②山町筋、吉久地区、金屋町、池の端、福岡町の5つの「まちなか地区住民」
- ③市内に立地する高校・大学のうち、抽出された8高校、2大学に在籍する「高校生・大学生」

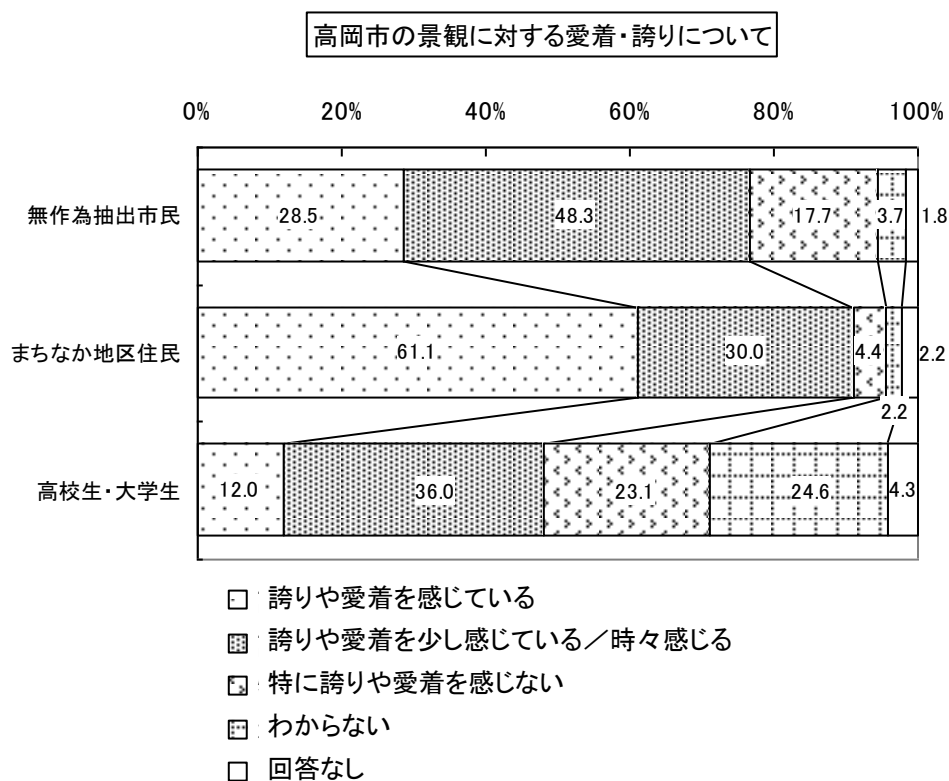
	配布数	回収数	回収率
①無作為抽出市民	2,988	1,276	42.7%
②まちなか地区住民	100	90	90.0%
③高校生・大学生	420	350	83.3%

## 2 市民アンケート結果の概要

### (1) 景観に対する愛着・誇りについて

若年層では、景観に対する愛着・誇りが低い

「誇りや愛着を感じている」との回答は、まちなか地区住民が61.1%と最も高い割合を示しています。一方、高校生・大学生の回答は12.0%にとどまっております。また、「特に誇りや愛着を感じない」との回答が23.1%を占めていることから、高校生・大学生等の若年層には、高岡市の景観に対する誇りや愛着心が比較的低い傾向にあることがうかがえます。



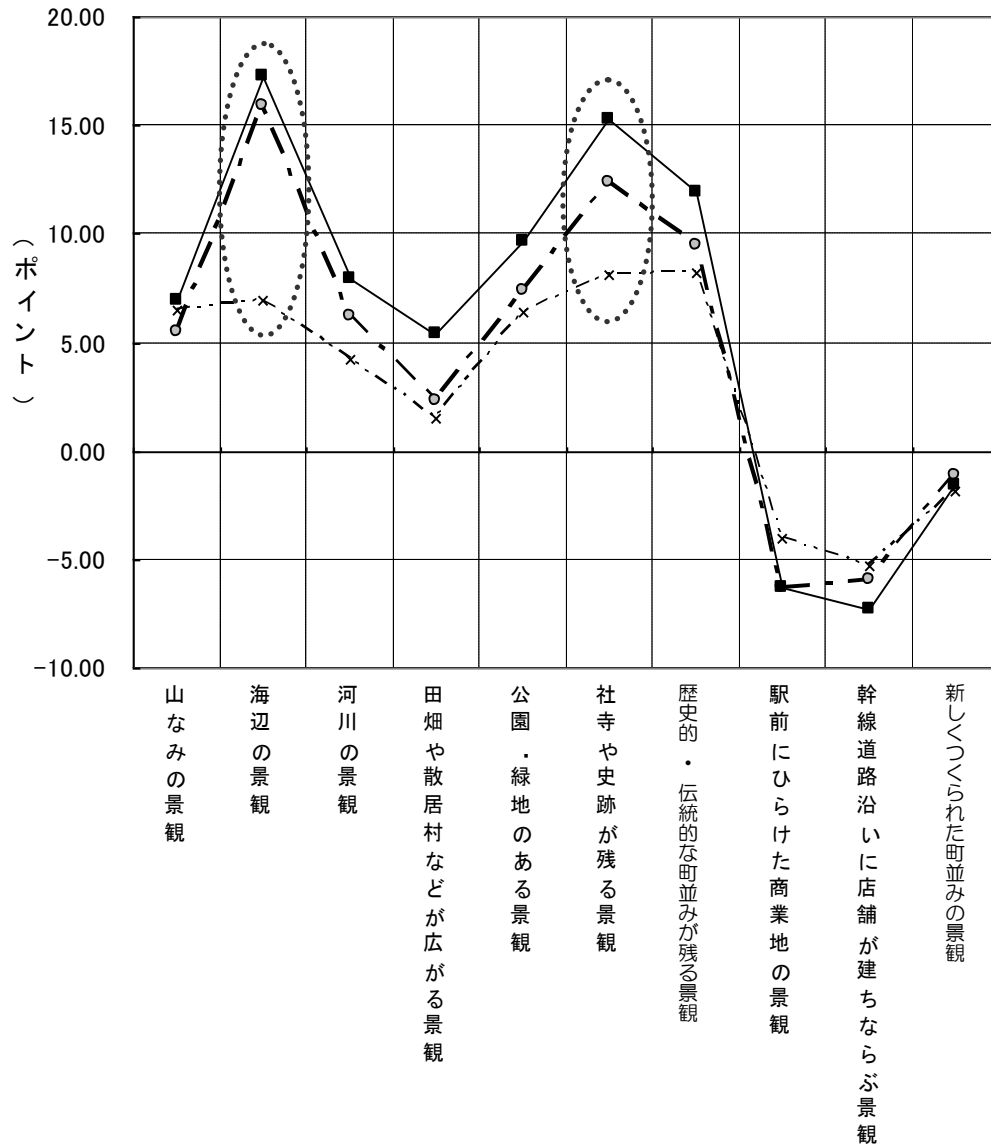
## (2) 高岡市の景観資源の魅力度評価

「海辺の景観」、「社寺や史跡が残る景観」に対して魅力を感じている

魅力度の高い景観、低い景観は、無作為抽出市民、まちなか地区住民、高校生・大学生でおおむね共通していることがうかがえます。

ただし、「海辺の景観」、「社寺や史跡が残る景観」の高校生・大学生の評価は、無作為抽出市民、まちなか地区住民よりも低くなっています。

高岡市の景観を形成している各種資源の魅力度



—○— 無作為抽出市民 —■— まちなか地区住民 - - x - - 高校生・大学生

## (魅力度評価の算出方法)

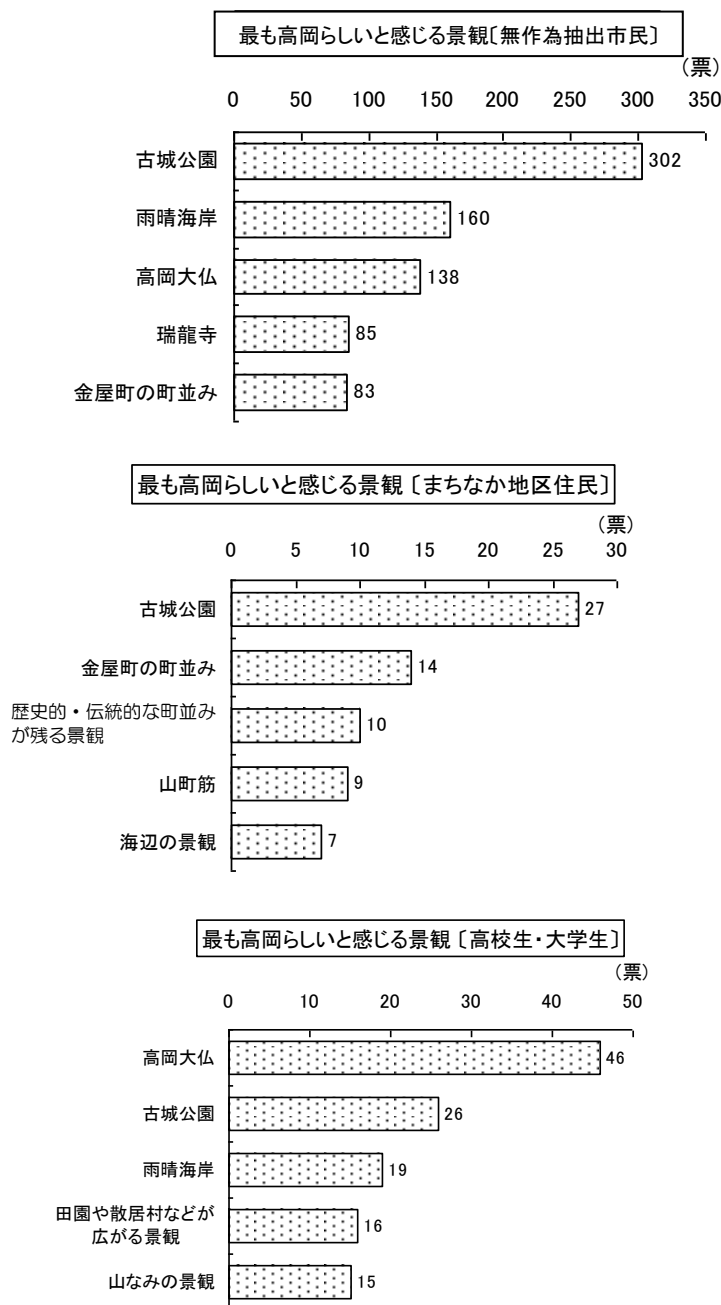
「とても魅力的」を20点、「やや魅力的」を10点、「どちらともいえない」を0点、「あまり魅力的でない」を-10点、「魅力的でない」を-20点、として、それぞれの回答数にこれらの点数を掛け合わせた総数を総人数から“回答なし”分を差し引いた数で割り、魅力度のポイントを算出。

### (3) 高岡市において最も高岡らしいと感じる景観

「古城公園」、「雨晴海岸」、「高岡大仏」、「金屋町の町並み」を最も高岡らしいと感じている

最も「高岡らしいと感じる景観」について自由回答方式によりたずねた結果、無作為抽出市民、まちなか地区住民、高校生・大学生のそれぞれの上位の回答結果は下のグラフに示すようになっています。

これをみると、「古城公園」、「雨晴海岸」、「高岡大仏」、「金屋町の町並み」が共通して最も高岡らしい景観として挙げられています。

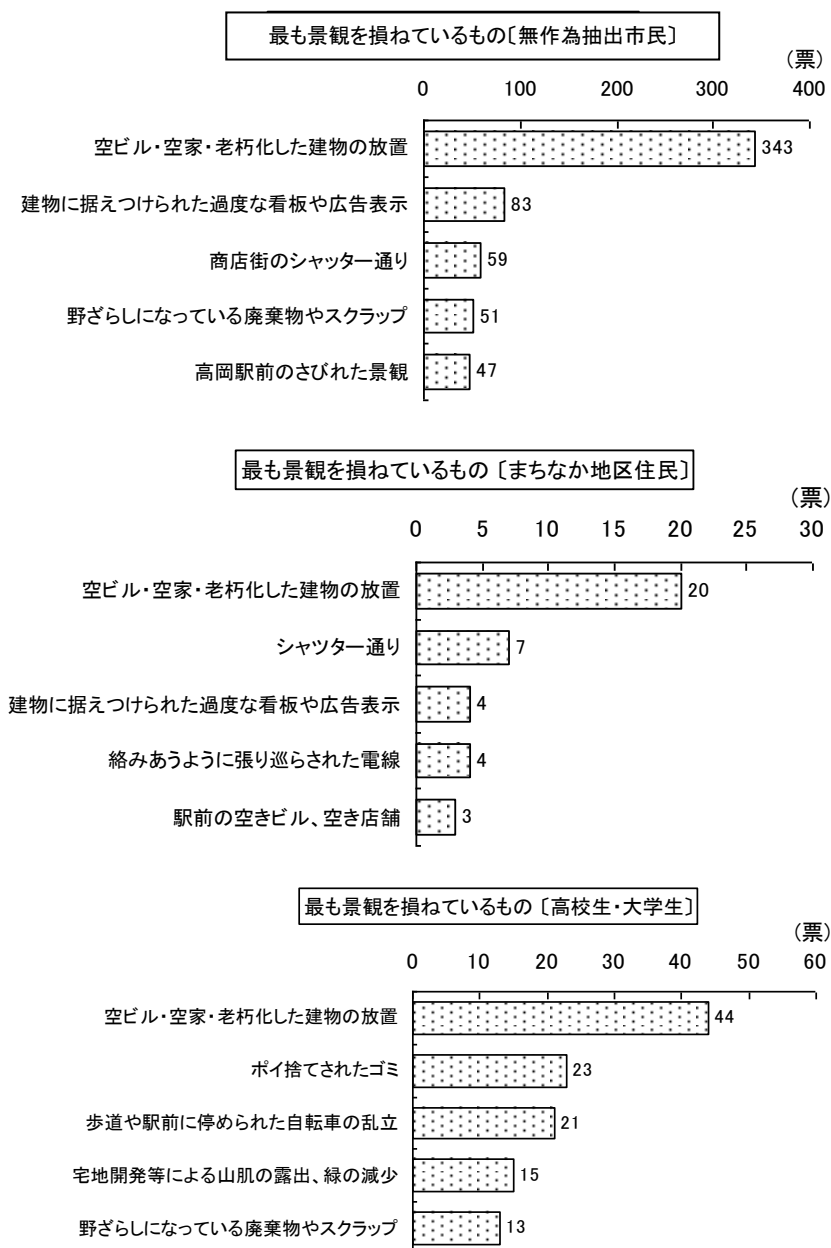


## (4) 高岡市において最も景観を阻害しているもの

「空ビル・空家・老朽化した建物の放置」が最も景観を阻害していると感じている

最も「景観を阻害しているもの」について自由回答方式によりたずねた結果、無作為抽出市民、まちなか地区住民、高校生・大学生のそれぞれの上位の回答結果は下のグラフに示すようになっています。

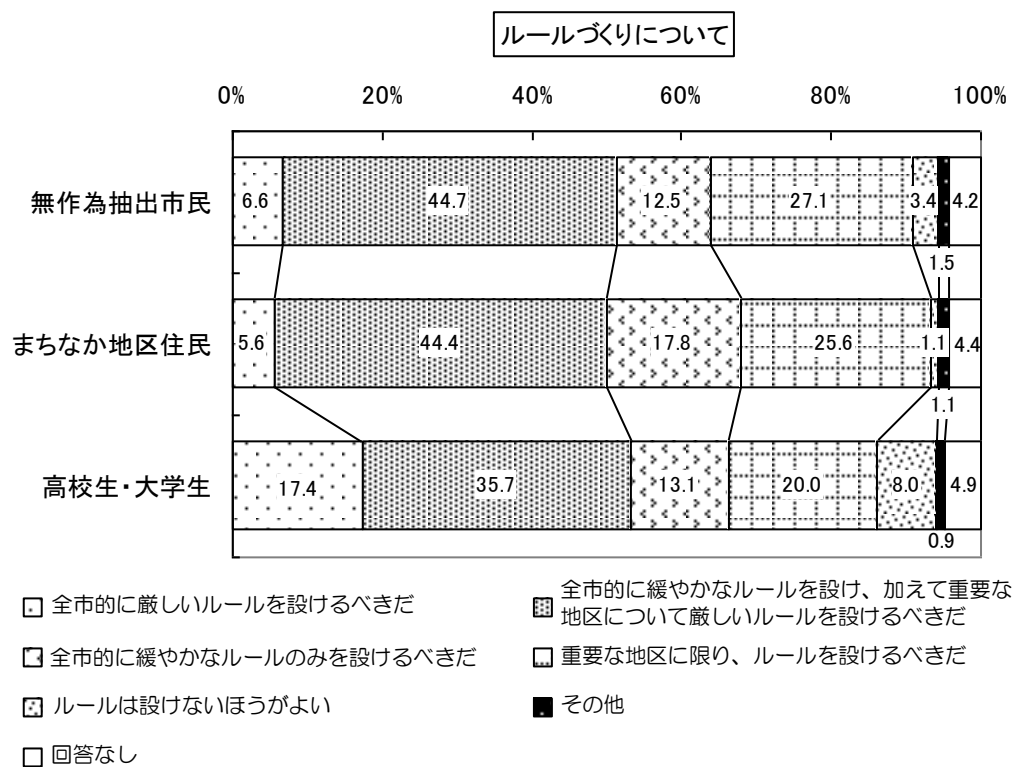
これをみると、いずれも「空ビル・空家・老朽化した建物の放置」が、最も景観を阻害している要因のトップに挙げられています。また、「建物に据えつけられた過度な看板や広告表示」、「シャッター通り」、「野ざらしになっている廃棄物やスクラップ」が共通して景観阻害要因として挙げられています。



## (5) ルールづくりについて

「全市的に緩やかなルール」＋「重要な地区に厳しいルール」による景観誘導を必要と感じている

ルールづくりについては、無作為抽出市民、まちなか地区住民、高校生・大学生ともに、「全市的に緩やかなルールを設け、加えて高岡らしい場所、観光地等の重要な地区について厳しいルールを設けるべきだ」という回答が最も多く、次いで「高岡らしい場所、観光地等の重要な地区に限り、ルールを設けるべきだ」となっており、景観づくりに向けた一定のルール設定の必要性については、共通の認識にあることがうかがえます。



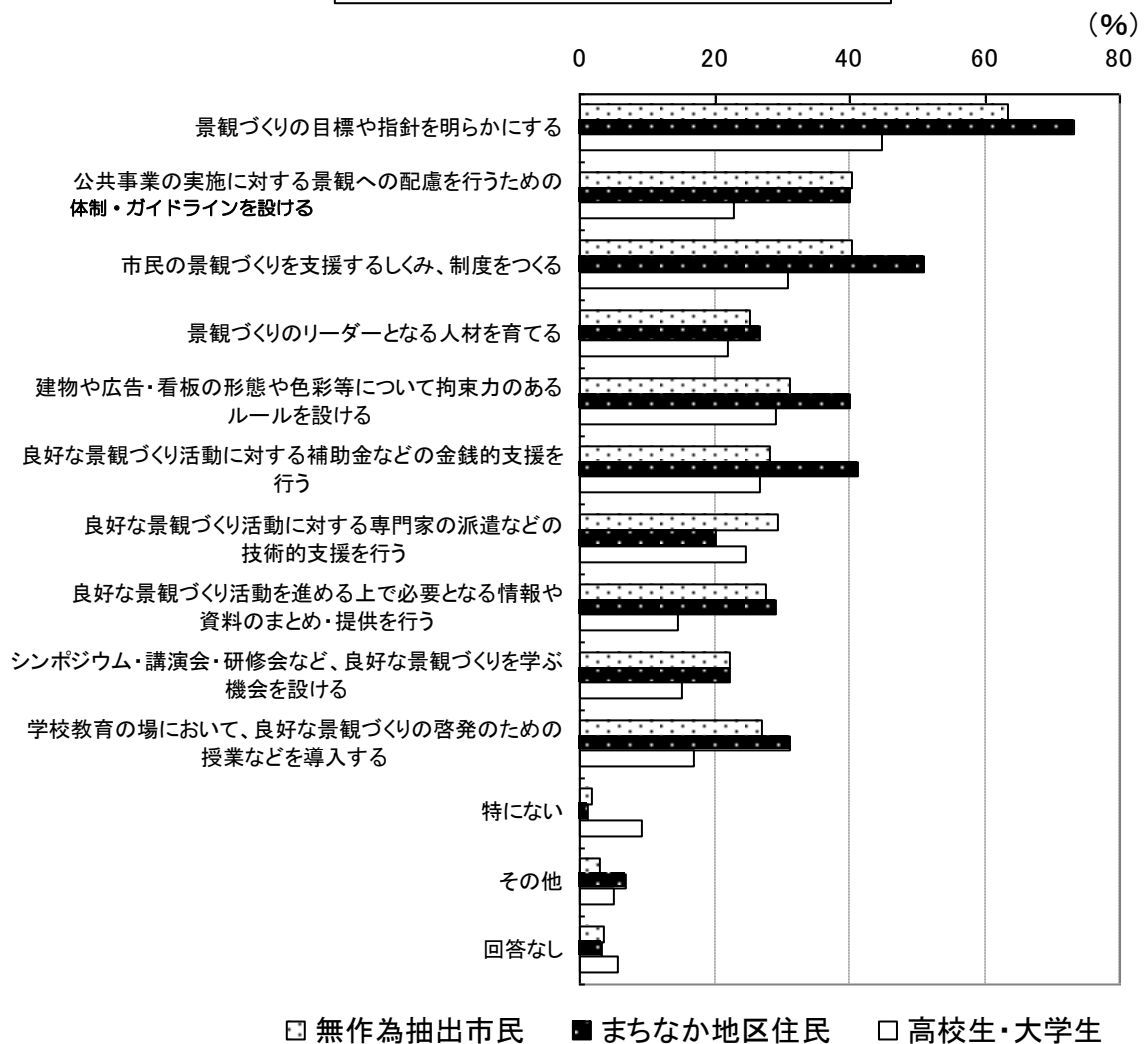
## (6) 景観づくりのために、行政が取り組んでいくべきこと

行政が「景観づくりの目標や指針を明らかにする」ことを最も求めている

景観づくりのために、行政が取り組んでいくべきことについては、無作為抽出市民、まちなか地区住民、高校生・大学生ともに、「景観づくりの目標や指針を明らかにする」との回答が最も多くなっており、特に、まちなか地区住民は73.3%と高い割合を示しています。

また、まちなか地区住民においては、「市民の景観づくりを支援するしくみ、制度をつくる」や「建物や広告・看板の形態や色彩等について拘束力のあるルールを設ける」、「良好な景観づくり活動に対する補助金などの金銭的支援を行う」との回答割合が、無作為抽出市民、大学生・高校生よりもそれぞれ高くなっています。

景観形成のために、行政が取り組んでいくべきこと





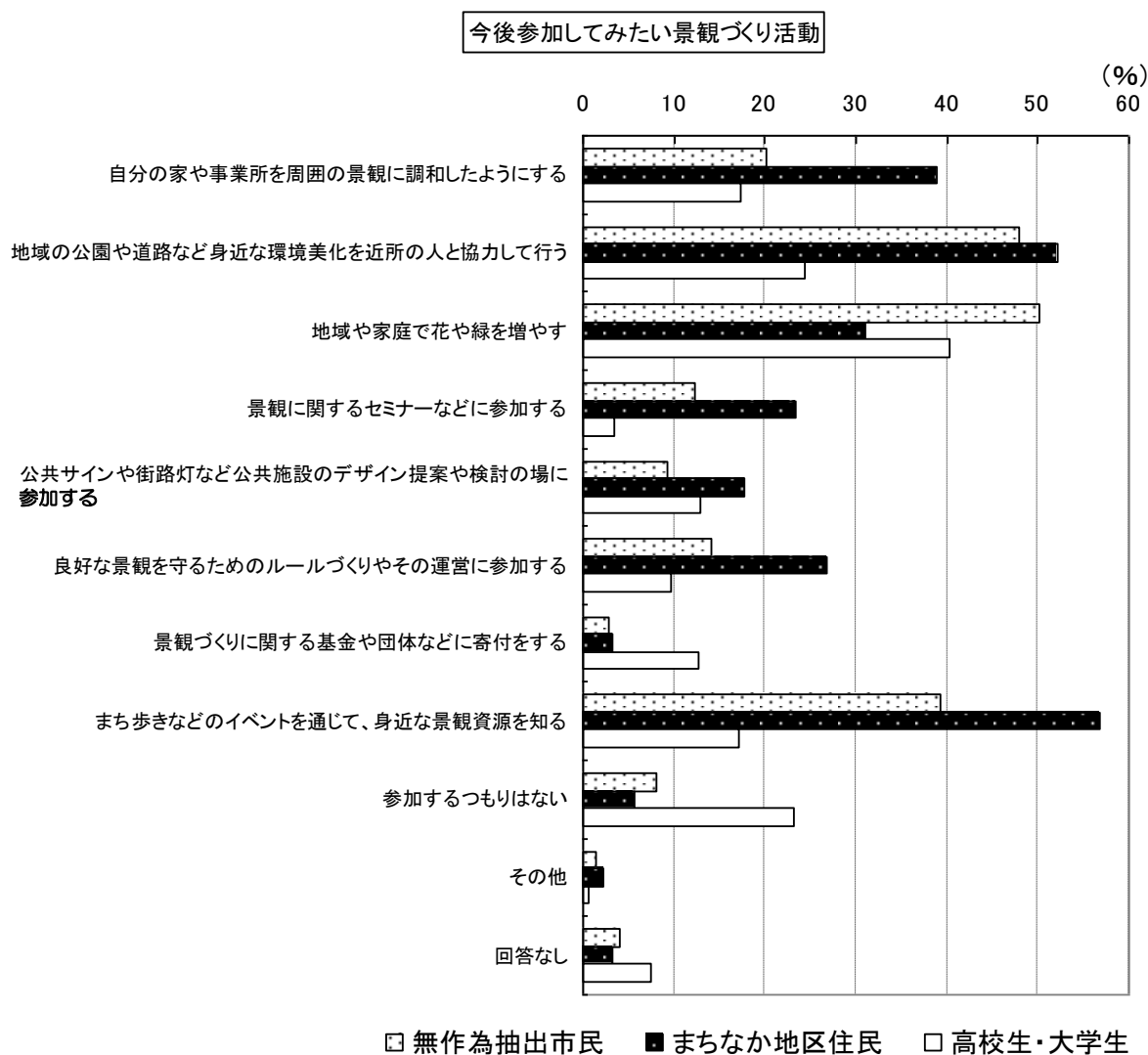
## (7) 今後参加してみたい景観づくり活動

「地域や家庭で花や緑を増やす」や「身近な景観資源を知る」活動への参加意欲が高い

今後参加してみたい景観づくり活動では、無作為抽出市民と高校生・大学生は、「地域や家庭で花や緑を増やす」との回答が最も多いのに対し、まちなか地区住民は、「まち歩きなどのイベントを通じて、身近な景観資源を知る」との回答が最も多くなっています。

また、無作為抽出市民、まちなか地区住民については、「地域の公園や道路など身近な環境美化を近所の人と協力して行う」との回答も高い割合を示しています。

一方、高校生・大学生については、「参加するつもりはない」との回答割合が23.1%を占めています。



### 3 市民アンケート結果の総括

#### (1) 若年層で低い、高岡の景観への愛着と誇り

無作為抽出市民、まちなか地区住民に比べて、高校生・大学生や在住年数の短い市民は、高岡市の景観に対する誇りや愛着心が薄い傾向にあります。

このため、高岡市の魅力ある景観資源を、市内外にも積極的にPRしていくことをはじめとして、若年層や在住年数の短い人々にとっても、誇りや愛着心がもてるような魅力ある景観づくりや、市民の自主的な景観づくり活動の推進、支援など、老若男女のあらゆる市民が景観づくりへの関心や愛着心が持てるような取り組みを推進することが必要です。

#### (2) 自然や歴史資源への高い魅力と、拠点都市施設周辺に対する魅力の低さ

海辺の景観、社寺や史跡が残る景観への魅力を高く感じている反面、「駅前にひらけた商業地の景観」、「幹線道路沿いに店舗が建ちならぶ景観」、「新しくつくられた町並みの景観」については、市民や来訪者の目に多く触れる場所でありながら、魅力度が低い結果となっています。

このため、これら施設周辺等の修景整備や町並み整備など、景観の魅力向上に向けた取り組みを推進することが必要です。

#### (3) 高岡市の景観を最も阻害している「空ビル・空家・老朽化した建築」

高岡市の景観を阻害しているものとして「空ビル・空家・老朽化した建物の放置」が最も上位に挙げられており、市街地の活性化と連動した景観づくりの展開を推進することが必要です。

#### (4) 景観づくりに向けたルールの導入への理解

景観づくりに向けたルールづくりの導入については、「全市的に緩やかなルールを設け、加えて高岡らしい場所、観光地等の重要な地区について厳しいルールを設けるべきだ」との回答が最も多く占めており、良好な景観づくりに向けたルールづくりは必要と認識している上で、重要な地区には重点的な規制誘導を行うことへの理解があることから、景観法の積極的な活用を展開していくことが必要です。

#### (5) 市民が共通して願う「景観づくりの目標や指針」

景観づくりのために行政が取り組んでいくべきこととして、「景観づくりの目標や指針を明らかにする」との回答が最も多い結果となっています。

景観計画の検討を通して、景観づくりの目標や指針を明らかにし、行政や事業者、市民が一体となって高岡市の良好な景観づくりを推進することが必要です。

#### (6) 身近なところから始める、市民の景観づくりへの参加意欲

今後参加してみたい景観づくり活動として、「地域や家庭で花や緑を増やす」、「身近な景観資源を知る」といった回答が上位を占めています。

景観法による規制誘導と併せて、誰もが身近なところから、気軽に景観づくりに参加できるような施策展開を推進することが必要です。

## 高岡市景観計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	団体名・所属名	備考
委員長	竺 覚暁	金沢工業大学教授	高岡市町並み保存・都市景観審議会委員
副委員長	坂本 英之	金沢美術工芸大学教授	高岡市町並み保存・都市景観審議会委員 (旧福岡町景観づくり基本計画策定委員会委員)
委員	上森 晃	高岡市緑化審議会副会長 高岡市農業委員	(旧福岡町景観づくり基本計画策定委員会委員)
	大熊 敏之	富山大学芸術文化学部准教授	高岡市町並み保存・都市景観審議会委員
	大野 嵩	高岡市都市計画審議会委員 福岡まちづくり協議会会長	高岡市町並み保存・都市景観審議会委員 (旧福岡町景観づくり基本計画策定委員会委員)
	北川 芳子	地域女性ネット高岡 書記	
	清水 彰	富山県屋外広告物美術協同組合理事	
	関 久幸	高岡市観光協会副会長	
	竹島 健	高岡市連合自治会副会長 福岡地域づくり連絡協議会会長	
	中山 真由美	グラフィックデザイナー	高岡市町並み保存・都市景観審議会委員
	山中 路代	富山県建築士会理事 高岡市都市計画審議会委員	
	山本 務	高岡商工会議所観光文化国際常任委員会委員長	高岡市町並み保存・都市景観審議会委員

## 高岡市景観計画策定、変更等の経緯

開催・実施日	開催・実施事項	主な検討内容等
平成 18 年 5 月 19 日	景観行政団体になる旨の県協議	○ 都計第 55 号〔景観法第 7 条第 1 項ただし書き〕
平成 18 年 5 月 29 日	景観行政団体になる旨の知事同意	○ 建第 465 号〔景観法第 7 条第 1 項ただし書き〕
平成 18 年 6 月 1 日	景観行政団体になる日を公示	○ 高岡市告示第 176 号〔景観法第 7 条第 7 項〕
平成 18 年 7 月 1 日	景観行政団体になる	
平成 18 年 9 月 8 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 景観行政団体としての取り組み
平成 19 年 2 月 6 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 景観づくりの方向 ○ 景観計画の検討体制 ○ アンケート内容

開催・実施日	開催・実施事項	主な検討内容等
平成 19 年 2 月	市民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般市民（高岡市全域・20 歳以上の男女を対象とした無作為抽出）</li> <li>○ まちなか地区の住民（山町筋、吉久地区、金屋町、池の端、福岡町）</li> <li>○ 高校生・大学生（市内に立地する高校・大学のうち、抽出された8高校、2大学）</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔景観法第9条第1項〕</p>
平成 19 年 3 月 15 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ アンケート結果のまとめ
平成 19 年 6 月 27 日	第1回 景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会の位置づけ、役割、検討事項の確認</li> <li>○ 景観計画の骨格・方向性の確認</li> <li>○ アンケート結果等による景観形成上の課題</li> </ul>
平成 19 年 8 月 27 日	第2回 景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他都市における景観計画の概要</li> <li>○ 高岡市の景観特性の分類、課題</li> </ul>
平成 19 年 12 月 6 日	第3回 景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地見学</li> <li>○ 高岡市の景観特性と課題</li> <li>○ 優先的に取り組む課題</li> </ul>
平成 20 年 1 月 28 日	第4回 景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高岡市の景観計画の概要、景観計画の区域、市域全体の景観基準</li> <li>○ 景観形成重点地区の景観基準、その他景観計画で示す項目</li> </ul>
平成 20 年 2 月 25 日	第5回 景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヒアリング結果の概要</li> <li>○ 市域全体の景観誘導案</li> <li>○ （仮称）景観形成重点地区等の景観誘導案</li> <li>○ その他の規定事項</li> </ul>
平成 20 年 3 月 11 日	第6回 景観計画策定委員会	高岡市景観計画（素案）の提示
平成 20 年 3 月 17 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	高岡市景観計画（素案）の報告
平成 20 年 5 月 1 日～ 平成 20 年 5 月 30 日	パブリックコメント	高岡市景観計画（素案）〔景観法第9条第1項〕
平成 20 年 6 月 21 日	住民説明会（伏木福祉会館）	<p>【講演】 笠 教授（金沢工業大学教授・工学博士）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観とは何か、景観の種別、景観の価値判断 良し悪し</li> </ul> <p>【住民説明会】〔景観法第9条第1項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観保全・施策の必要性</li> <li>○ 高岡市景観計画の概要</li> <li>○ 景観計画の活用に向けて</li> </ul>
平成 20 年 6 月 24 日	講演及び住民説明会（ウイング・ウイング高岡）	
平成 20 年 6 月 26 日	住民説明会（戸出福祉会館）	
平成 20 年 6 月 28 日	住民説明会（高岡市ふくおか総合文化センター・Uホール）	
平成 20 年 6 月 30 日	住民説明会（ふれあい福祉センター）	
平成 20 年 7 月 25 日	事業者説明会	<p>【事業者説明会】〔景観法第9条第1項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高岡市景観計画の概要</li> <li>○ 高岡市景観計画の運用</li> <li>○ 景観計画の活用に向けて</li> </ul>
平成 20 年 8 月 27 日	第7回 景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの経緯</li> <li>○ パブリックコメント、市民・事業者意見の概要と対応方針</li> <li>○ 重点地区設定に向けた今後の対応</li> <li>○ 景観計画策定後の運用</li> </ul>

開催・実施日	開催・実施事項	主な検討内容等
平成 20 年 10 月	関係機関への説明	○ 富山県建築住宅課、高岡土木センター、富山河川国道事務所に説明
平成 20 年 11 月 4 日	パブリックコメント及び住民説明会などの結果	○ 市の考え方をホームページに公開 〔景観法第 9 条第 1 項〕
平成 20 年 12 月 22 日	高岡市都市計画審議会	○ 高岡市景観計画（案）の説明
平成 21 年 1 月 15 日	第 8 回 景観計画策定委員会	○ 高岡市景観計画（案） ○ 高岡市景観計画に基づく景観条例の主な改正内容
平成 21 年 1 月 20 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 高岡市景観計画（案）
平成 21 年 2 月 20 日	高岡市都市計画審議会	○ 高岡市景観計画（案）の意見聴取 原案どおり承認（高都審第 8 号） 〔景観法第 9 条第 2 項〕
平成 21 年 3 月 24 日	高岡市景観計画を定めた旨の告示、公衆の縦覧	○ 高岡市告示都計第 95 号〔景観法第 9 条第 6 項〕 施行日 平成 21 年 10 月 1 日
平成 21 年 3 月 24 日	「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例」の公布	○ 自主条例を法委任条例に全部改正 （条例第 17 号） 施行日 平成 21 年 10 月 1 日
平成 21 年 10 月 1 日	「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例施行規則」の公布	○ 施行規則の全部改正（規則第 38 号） 施行日 平成 21 年 10 月 1 日
平成 21 年 10 月 21 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 高岡市景観計画変更（案）
平成 21 年 10 月 22 日	高岡市都市計画審議会の意見聴取	○ 高岡市景観計画変更（案）
平成 21 年 11 月 2 日	高岡市景観計画変更の告示、公衆の縦覧	○ 高岡市告示第 247 号〔景観法第 9 条第 8 項〕 変更内容：景観形成重点地区の指定 （池の端通り地区、旧北陸街道福岡地区） 施行日 平成 22 年 1 月 1 日
平成 22 年 5 月 31 日	景観部会の設置	○ 景観法に基づく建築物等の届出（景観法 16 条、17 条）に関する専門審査の実施
平成 27 年 12 月 22 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 景観計画の変更の内容、景観部会で審議する旨了承、スケジュール
平成 28 年 2 月 10 日	第 1 回 景観部会	○ 経緯・目的や課題の整理
平成 28 年 4 月 27 日	第 2 回 景観部会	○ 他都市事例等の調査、過去の実績の整理
平成 28 年 6 月 6 日	第 3 回 景観部会	○ 景観づくり基準
平成 28 年 6 月 28 日	第 4 回 景観部会	○ 高岡市景観計画変更（素案）
平成 28 年 8 月 2 日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 高岡市景観計画変更（素案）
平成 28 年 9 月 8 日～ 平成 28 年 10 月 7 日	パブリックコメント	高岡市景観計画（素案）〔景観法第 9 条第 1 項〕
平成 28 年 10 月 4 日	事業者説明会	【事業者説明会】〔景観法第 9 条第 1 項〕 ○ 高岡市景観計画の概要 ○ 高岡市景観計画の運用 ○ 景観計画の活用に向けて

開催・実施日	開催・実施事項	主な検討内容等
平成28年10月28日	第5回 景観部会	○ 高岡市景観計画変更（案）
平成28年11月24日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 高岡市景観計画変更（案）に関する意見聴取
平成28年12月15日	高岡市都市計画審議会	○ 高岡市景観計画変更（案）の説明
平成29年2月6日	高岡市景観計画変更の告示、公衆の縦覧	○ 高岡市告示第10号〔景観法第9条第8項〕 変更内容：行為の制限に関する事項の変更 施行日 平成29年4月1日
平成29年2月6日	「高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例施行規則」の改正	○ 施行規則の一部改正（規則第2号） 施行日 平成29年4月1日
令和2年4月	関係協議会への説明 （池の端通り景観形成推進協議会、 福岡くらしっく街道の会）	○ 景観づくりの基準見直しについて説明
令和2年5月8日	第1回 景観部会	○ 景観形成重点地区における景観づくりの基準 の見直しにかかる経緯、基準内容の検討
令和2年8月4日	第2回 景観部会	○ 基準内容の検討
令和2年9月1日	関係協議会への説明 （池の端通り景観形成推進協議会、 福岡くらしっく街道の会）	○ 景観づくりの基準の見直し内容について説明
令和2年9月7日～ 令和2年9月30日	パブリックコメント	○ 高岡市景観計画の変更（素案） 〔景観法第9条第1項〕
令和2年10月13日	第3回 景観部会	○ 高岡市景観計画の変更（素案）
令和3年1月27日	高岡市都市計画審議会	○ 高岡市景観計画の一部変更に係る意見聴取 について
令和3年2月5日	高岡市町並み保存・都市景観審議会	○ 高岡市景観計画変更（案）に関する意見聴取
令和3年3月1日	高岡市景観計画変更の告示、公衆の縦覧	○ 高岡市告示第39号（景観法第9条第8項） 変更内容：景観形成重点地区内における景観づ くりの基準の変更 施行日 令和3年4月1日

# 高岡市景観計画

発行日 平成 21 年 3 月  
変更 令和 3 年 3 月 1 日  
発行 高岡市  
編集 都市創造部都市計画課  
〒933-8601 富山県高岡市広小路 7-50  
TEL(0766)20-1407/FAX(0766)20-1655

高岡市ホームページ 「ほっとホット高岡」  
<http://www.city.takaoka.toyama.jp/>